

第3章 事業実施想定区域及びその周辺地域の概況

事業実施想定区域及びその周囲の概況（以下、「地域概況」という）は、「那須塩原市環境影響評価条例」、「那須塩原市環境影響評価条例関係図書作成の手引」（令和4年4月 市民生活部環境課）、「那須塩原市環境影響評価技術指針」の記載内容を参考に、令和8年3月までに入手可能な文献資料を基本に、環境要素区分ごとに計画段階環境配慮事項を検討するために必要と考えられる情報を把握した。

地域概況の把握にあたっては、対象事業の実施に伴い環境影響を受けると想定される事業実施想定区域から概ね2kmを網羅する図3-1に示す範囲を基本とし、図3-1に示す範囲に情報がない環境要素は、調査対象範囲を広げて必要と考えられる情報を把握した。

なお、「第2章 対象事業の名称、目的及び内容」では、所有地全体を含む範囲を記載しているが、本章で整理する図3-1の表示は事業実施想定区域のみの範囲とした。



凡例

□ 事業実施想定区域

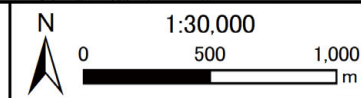


図 3-1 地域概況調査の対象範囲

3.1 自然的状況

3.1.1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

1) 気象の状況

事業実施想定区域及びその周囲の最寄りの気象観測所である黒磯気象観測所（那須塩原市埼玉）の観測項目は表 3.1-1 に、観測所の位置は図 3.1-1 に示すとおりである。黒磯気象観測所は事業実施想定区域の東約 9km に位置している。また、黒磯気象観測所における令和 7 年の気象の概況は表 3.1-2 に、平成 28 年～令和 7 年の気象の概況は表 3.1-3 に示すとおりである。

表 3.1-1 気象観測所の所在地及び観測項目

観測所名	所在地	緯度・経度	標高 (m)	風速計 の 高さ (m)	観測項目※				
					降水量	気温	風向・ 風速	日照 時間	積雪
黒磯	那須塩原市埼玉	北緯 36° 58.9′ 東経 140° 01.1′	343	9.9	○	○	○	○	-

※ ○：観測項目有り

出典：「地域気象観測所一覧」(令和 8 年 2 月 5 日現在、気象庁)より作成

(1) 降水量の状況

令和 7 年の年間降水量は 1,175.0mm である。平成 28 年～令和 7 年の 10 年間の平均年間降水量は 1,423.9mm となっている。

(2) 気温の状況

令和 7 年の平均気温は 13.4℃、日最高気温の月平均値は 18.8℃、日最低値の月平均値は 8.1℃である。

平成 28 年～令和 7 年の 10 年間の平均気温は 12.9℃、日最高気温の月平均値は 18.1℃、日最低値の月平均値は 7.8℃である。

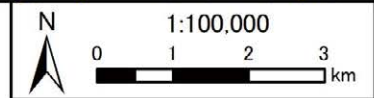
(3) 風向・風速の状況

令和 7 年の年間平均風速は 2.4m/s、風向は 1 月～4 月にかけては北北西及び北西の風が、5 月～7 月にかけては南南西及び南の風、8 月～9 月にかけては北北西及び北の風が、10 月は北北東の風が、11 月～12 月にかけて北北西の風が卓越している。平成 28 年～令和 7 年の 10 年間の年間平均風速は 2.3m/s であり、風向は 1 月～12 月にかけて北北西の風が卓越している。



凡例

- 事業実施想定区域
- 黒磯気象観測所



出典：「地域気象観測所一覧」(令和8年2月5日現在、気象庁)より作成

図 3.1-1 気象観測所位置図

表 3.1-2 令和 7 年 地上気象観測結果（黒磯気象観測所）

月	降水量 (mm)	気温 (°C)			平均風速 (m/s)	最多風向	日照時間 (時間)
		日平均	日最高	日最低			
1	24.0	2.0	7.6	-3.9	2.7	北北西	211.3
2	8.0	1.4	6.7	-4.0	3	北北西	179.0
3	56.0	6.4	12.3	0.1	3.2	北西	180.8
4	124.0	11.6	17.3	5.4	2.9	北北西	195.7
5	149.5	15.9	20.6	10.8	2.6	南	151.9
6	168.5	21.7	27.1	16.9	2.1	南南西	152.6
7	128.5	25.2	30.8	20.9	1.8	南南西	172.9
8	139.0	25.8	31.2	21.3	1.7	北北西	183.1
9	170.5	22.6	28.0	18.5	1.9	北	140.8
10	139.5	15.1	19.7	10.8	2.3	北北東	121.4
11	14.5	8.7	14.7	2.5	2.5	北北西	188.6
12	53.0	3.8	9.6	-2.4	2.6	北北西	184.4
年間	1,175.0	13.4	18.8	8.1	2.4	北北西	2,062.5

注 年間における各項目は、以下のとおり。

気 温: 月平均気温、日最高気温月平均、日最低気温月平均

降 水 量: 月合計降水量

日照時間: 月合計日照時間

平均風速: 月平均風速

最多風向: 月最多風向

出典: 「過去の気象データ検索」(気象庁 HP、閲覧: 令和 8 年 3 月) より作成

表 3.1-3 平成 28 年～令和 7 年 地上気象観測結果（黒磯気象観測所）

月	降水量 (mm)	気温 (°C)			平均風速 (m/s)	最多風向	日照時間 (時間)
		日平均	日最高	日最低			
平成 28 年	1,319.0	12.6	17.6	7.7	2.2	北北西	1,835.4
平成 29 年	1,248.5	11.9	16.8	6.9	2.2	北北西	1,885.8
平成 30 年	1,304.0	12.9	18.1	7.7	2.2	北北西	1,994.8
令和元年	1,852.5	12.7	17.8	7.7	2.4	北北西	1,918.3
令和 2 年	1,342.0	12.8	17.7	8.0	2.4	北北西	1,787.5
令和 3 年	1,727.5	12.5	17.8	7.4	2.4	北北西	1,589.9
令和 4 年	1,334.0	12.6	17.9	7.5	2.4	北北西	1,956.7
令和 5 年	1,184.5	13.5	19.3	8.0	2.4	北北西	2,225.2
令和 6 年	1,752.0	13.8	19.0	8.6	2.5	北北西	2,007.6
令和 7 年	1,175.0	13.4	18.8	8.1	2.4	北北西	2,062.5
平均値	1,423.9	12.9	18.1	7.8	2.3	北北西	1,951.4

注 年間における各項目は、以下のとおり。

気 温: 月平均気温、日最高気温月平均、日最低気温月平均の 10 年間における各月平均値

降 水 量: 月合計降水量の 10 年間の各月平均値

日照時間: 月合計日照時間の 10 年間の各月平均値

平均風速: 月平均風速の 10 年間における各月平均値

最多風向: 月最多風向の 10 年間における各月における最多風向

出典: 「過去の気象データ検索」(気象庁 HP、閲覧: 令和 8 年 3 月) より作成

2) 大気質の状況

事業実施想定区域の最寄りの大気汚染常時監視測定局は、一般環境大気測定局の黒磯保健センターが存在する。

また、黒磯保健センターではダイオキシン類の一般環境の測定が実施されている。

大気汚染常時監視測定局及びダイオキシン類の一般環境の測定地点は図 3.1-2 に示すとおりである。

令和 6 年度における、黒磯保健センターの測定項目は表 3.1-4 に示すとおりである。

表 3.1-4 大気汚染常時監視測定局の測定項目（令和 6 年度）

局区分 ^{※1}	測定局	所在地	用途地域	測定項目 ^{※2}						
				SO ₂	NO ₂	Ox	NMHC	SPM	PM2.5	DXNs
一般局	黒磯保健センター	那須塩原市 黒磯幸町 8-10	商業系	○	○	○	○	○	○	○

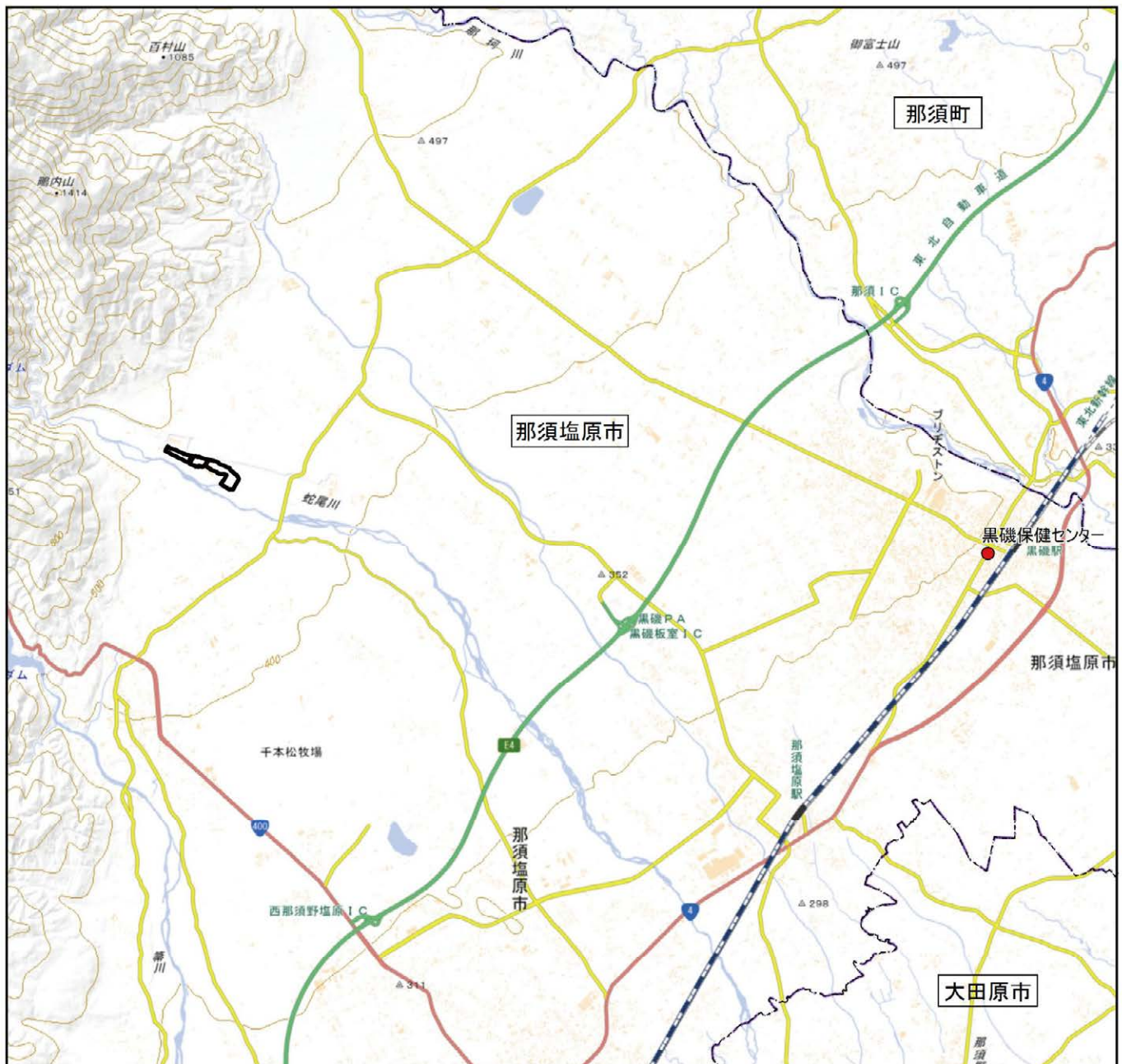
※1 一般局：一般環境大気測定局

※2 ○：測定した項目

「SO₂」二酸化硫黄、「NO₂」二酸化窒素、「Ox」光化学オキシダント、「NMHC」非メタン炭化水素

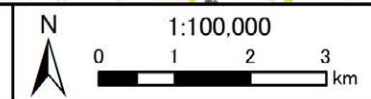
「SPM」浮遊粒子状物質、「PM2.5」微小粒子状物質、「DXNs」ダイオキシン類

出典：「栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書(令和 6 年度)」(令和 8 年 1 月発行、栃木県)より作成



凡例

- 事業実施想定区域
- 一般環境大気測定局、ダイオキシン類測定局（一般環境）



出典：「栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書(令和6年度)」(令和8年1月発行、栃木県)より作成

図 3.1-2 大気測定局位置図

(1) 二酸化硫黄 (SO₂)

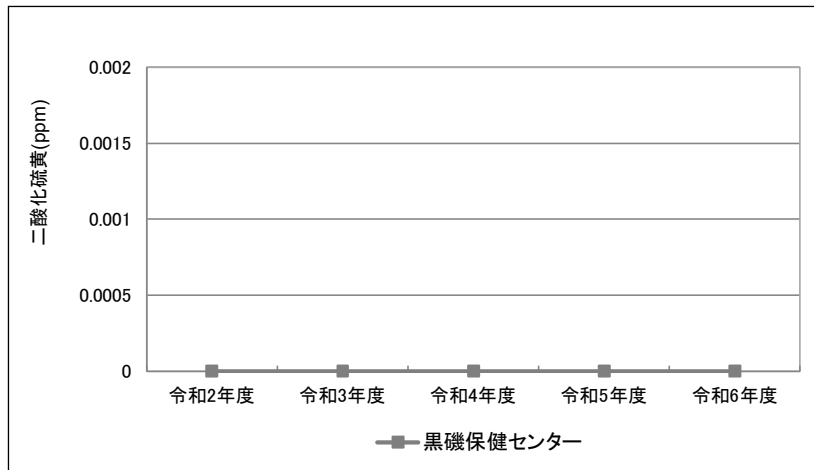
令和 6 年度の黒磯保健センターにおける二酸化硫黄の測定結果は表 3.1-5 に示すとおりであり、環境基準の長期的評価及び短期的評価に適合している。

二酸化硫黄の年平均値の経年変化は図 3.1-3 に示すとおり、過去 5 年(令和 2 年度～令和 6 年度)は横ばいで推移している。

表 3.1-5 二酸化硫黄の測定結果(令和 6 年度)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数と割合		日平均値が 0.04ppm を超えた日数と割合		1 時間値の最高値	日平均値の 2% 除外値	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値 0.04ppm を超えた日数	環境基準の適否	
				(時間)	(%)	(日)	(%)					(日)	(適○・否×)
黒磯保健センター	364	8,670	0.000	0	0.0	0	0.0	0.003	0.000	○	0	○	○

出典:「栃木県大気環境情報システム 年間値ダウンロード」(栃木県 HP、閲覧:令和 8 年 3 月)より作成



出典:「栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書資料編(令和 5 年度)」、
「栃木県大気環境情報システム 年間値ダウンロード」(栃木県 HP、閲覧:令和 8 年 3 月)より作成

図 3.1-3 二酸化硫黄の年平均値の経年変化(令和 2 年度～令和 6 年度)

《参考:大気汚染に係る環境基準について(二酸化硫黄)》

評価項目	環境基準	
環境基準	長期的評価	1 日平均値の 2% 除外値が 0.04ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
	短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
評価方法	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	

出典:「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 5 月 16 日 環境庁告示第 35 号)
「令和 5 年度 大気汚染状況について」(令和 7 年 5 月 20 日 環境省報道発表資料)より作成

(2) 二酸化窒素 (NO₂)

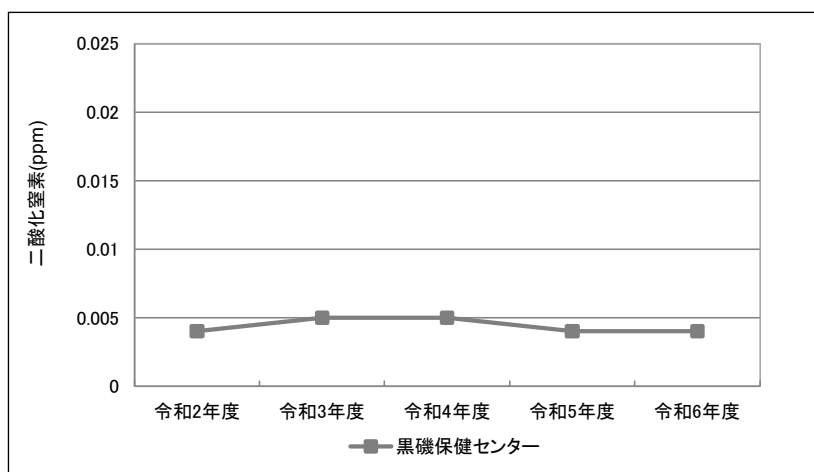
令和 6 年度の黒磯保健センターにおける二酸化窒素の測定結果は表 3.1-6 に示すとおりであり、環境基準の評価に適合している。

二酸化窒素の年平均値の経年変化は図 3.1-4 に示すとおり、過去 5 年(令和 2 年度～令和 6 年度)はほぼ横ばいで推移している。

表 3.1-6 二酸化窒素の測定結果(令和 6 年度)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値の最高値	日平均値が 0.06ppm を超えた日数と割合		日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数と割合		日平均値の年間 98% 値	98% 値評価による日平均値が 0.06ppm を越えた日数
	(日)				(ppm)	(ppm)	(日)	(%)		
黒磯保健センター	365	8,679	0.004	0.028	0	0.0	0	0.0	0.008	0

出典:「栃木県大気環境情報システム 年間値ダウンロード」(栃木県 HP、閲覧:令和 8 年 3 月)より作成



出典:「栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書資料編(令和 5 年度)」、「栃木県大気環境情報システム 年間値ダウンロード」(栃木県 HP、閲覧:令和 8 年 3 月)より作成

図 3.1-4 二酸化窒素の年平均値の経年変化(令和 2 年度～令和 6 年度)

《参考:大気汚染に係る環境基準について(二酸化窒素)》

評価項目	環境基準
環境基準	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内又はそれ以下であること。
評価方法	年間における 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当するものが 0.06ppm 以下であること。

出典:「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号)「令和 5 年度 大気汚染状況について」(令和 7 年 5 月 20 日 環境省報道発表資料)より作成

(3) 光化学オキシダント (Ox)

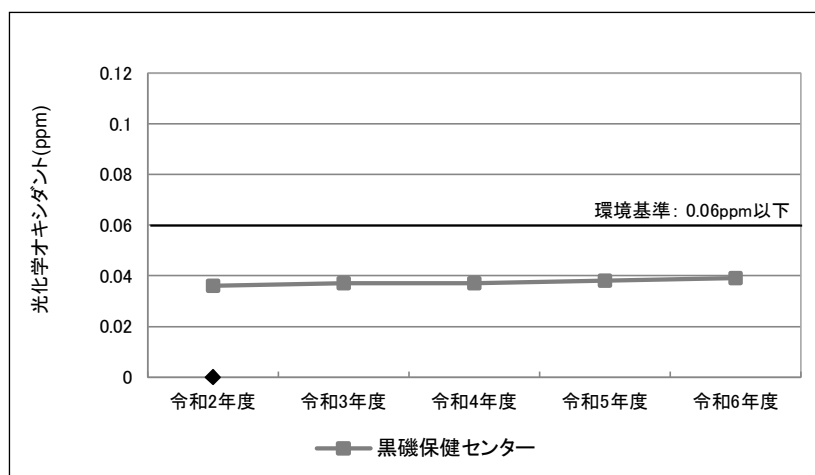
令和6年度の黒磯保健センターにおける光化学オキシダントの測定結果は表 3.1-7 に示すとおりであり、環境基準の評価に適合していない。

光化学オキシダントの昼間の1時間値の最高値の経年変化は図 3.1-5 に示すとおり、過去5年(令和2年度～令和6年度)はほぼ横ばいで推移している。

表 3.1-7 光化学オキシダントの測定結果(令和6年度)

測定局	有効測定日数	昼間の測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値	環境基準の適否
	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(適○・否×)
黒磯保健センター	365	5,444	0.039	67	345	0	0	0.101	0.050	×

出典:「栃木県大気環境情報システム 年間値ダウンロード」(栃木県 HP、閲覧:令和8年3月)より作成



出典:「栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書資料編(令和5年度)」、
「栃木県大気環境情報システム 年間値ダウンロード」(栃木県 HP、閲覧:令和8年3月)より作成

図 3.1-5 光化学オキシダントの昼間の1時間値の最高値の経年変化 (令和2年度～令和6年度)

《参考:大気汚染に係る環境基準について(光化学オキシダント)》

評価項目	環境基準
環境基準	1時間値が0.06ppm以下であること。
評価方法	昼間(5時から20時まで)の1時間値が0.06ppm以下であること。

出典:「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月16日 環境庁告示第35号)
「令和5年度 大気汚染状況について」(令和7年5月20日 環境省報道発表資料)より作成
※:光化学オキシダントの環境基準は、「8時間値が0.07ppm以下であり、かつ、日最高8時間値の1年平均値が0.04ppm以下であること」(令和8年1月30日 環境省告示第8号)に改正されているが、過年度の測定結果と環境基準を対比するため、上表では改正前の環境基準を掲載している。

(4) 浮遊粒子状物質 (SPM)

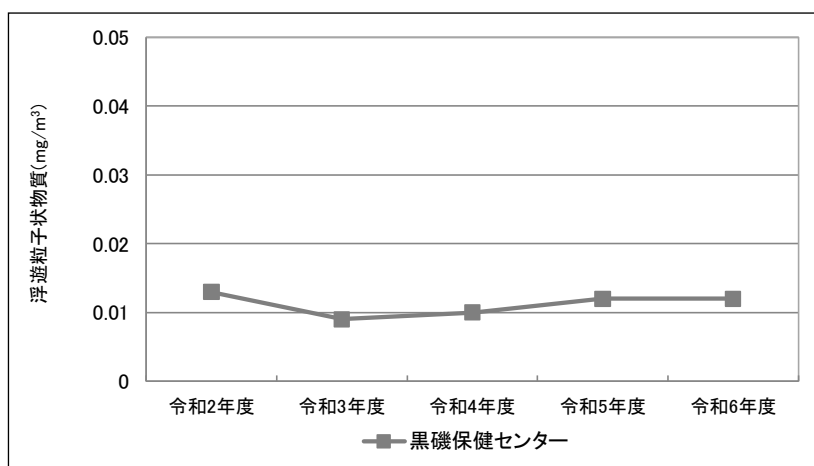
令和 6 年度の黒磯保健センターにおける浮遊粒子状物質の測定結果は表 3.1-8 に示すとおりであり、環境基準の長期的評価及び短期的評価に適合している。

浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化は図 3.1-6 に示すとおり、過去 5 年(令和 2 年度～令和 6 年度)は令和 3 年度まで減少傾向にあったが、令和 4 年度以降は増加傾向にある。

表 3.1-8 浮遊粒子状物質の測定結果(令和 6 年度)

測定局	有効測定日数	測定時間数	年平均値	1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時間と割合		1 時間値が 0.10mg/m ³ を超えた日数と割合		1 時間値の最高値	日平均値の 2% 除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の適合		
				(時間)	(%)	(時間)	(%)				(日)	短期的評価	長期的評価
黒磯保健センター	363	8,707	0.012	0	0.0	0	0.0	0.114	0.033	○	0	○	○

出典:「栃木県大気環境情報システム 年間値ダウンロード」(栃木県 HP、閲覧:令和 8 年 3 月)より作成



出典:「栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書資料編(令和 5 年度)」、
「栃木県大気環境情報システム 年間値ダウンロード」(栃木県 HP、閲覧:令和 8 年 3 月)より作成

図 3.1-6 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化(令和 2 年度～令和 6 年度)

《参考:大気汚染に係る環境基準について(浮遊粒子状物質)》

評価項目	環境基準	
環境基準	長期的評価	年間における 1 日平均値について、高い方から 2% の範囲内にあるものを除外した 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.10mg/m ³ を越えた日が 2 日以上連続しないこと。
	短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
評価方法	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	

出典:「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号)
「令和 5 年度 大気汚染状況について」(令和 7 年 5 月 20 日 環境省報道発表資料)より作成

(5) 微小粒子状物質 (PM2.5)

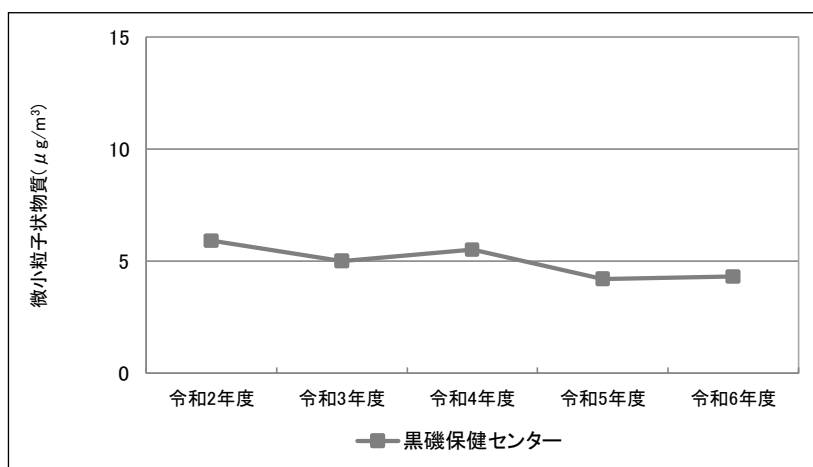
令和6年度の黒磯保健センターにおける微小粒子状物質の測定結果は表 3.1-9 に示すとおりであり、環境基準の長期基準及び短期基準に適合している。

微小粒子状物質の年平均値の経年変化は図 3.1-7 に示すとおり、過去5年(令和2年度～令和6年度)は概ね減少傾向で推移している。

表 3.1-9 微小粒子状物質の測定結果(令和6年度)

測定局	有効測定 日数	測定時間 数	年平均値	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた 日数と割合		1時間値の 最高値	日平均値の 98%値	環境基準の 適否	
				(時間)	(%)			短期 基準	長期 基準
黒磯保健 センター	363	8,710	4.3	0	0.0	52	14.4	○	○

出典:「栃木県大気環境情報システム 年間値ダウンロード」(栃木県 HP、閲覧:令和8年3月)より作成



出典:「栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書資料編(令和5年度)」、
「栃木県大気環境情報システム 年間値ダウンロード」(栃木県 HP、閲覧:令和8年3月)
より作成

図 3.1-7 微小粒子状物質の年平均値の経年変化(令和2年度～令和6年度)

《参考:大気汚染に係る環境基準について(微小粒子状物質)》

評価項目	環境基準
環境基準	1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
長期基準	1年平均値を環境基準と比較して評価する。
短期基準	年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(98%値)を環境基準と比較して評価する。

出典:「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」
(平成21年9月9日 環境庁告示第33号)より作成
「令和5年度 大気汚染状況について」(令和7年5月20日 環境省報道発表資料)より作成

(6) 非メタン炭化水素 (NMHC)

令和6年度の黒磯保健センターにおける非メタン炭化水素の測定結果は表 3.1-10 に示すとおりである。

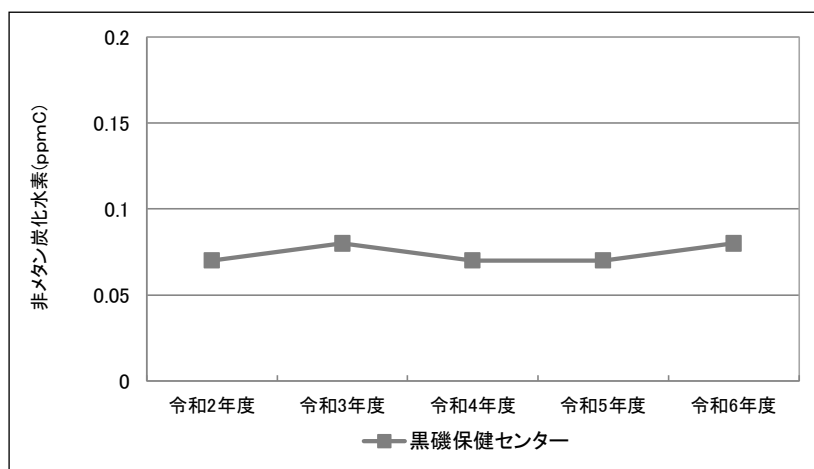
非メタン炭化水素には環境基準が設定されていないが、光化学オキシダントの生成防止のための指針として「6～9時の3時間平均値が0.20～0.31ppmCの範囲にあること」が示されている。

非メタン炭化水素の年平均値の経年変化は図 3.1-8 に示すとおり、過去5年(令和2年度～令和6年度)はほぼ横ばいで推移している。

表 3.1-10 非メタン炭化水素の測定結果(令和6年度)

測定局	測定時間 (時間)	年平均値 (ppmC)	1時間値の最高値 (ppmC)	6～9時の				3時間値が0.20ppmCを 越えた日数と割合		3時間値が0.31ppmCを 越えた日数と割合		指針の適否 (適○・否×)
				測定日数 (日)	平均値 (ppmC)	最高値 (ppmC)	最低値 (ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)	
黒磯保健センター	8,403	0.08	0.49	356	0.08	0.29	0.00	4	1.4	0	0.0	○

出典:「栃木県大気環境情報システム 年間値ダウンロード」(栃木県 HP、閲覧:令和8年3月)より作成



出典:「栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書資料編(令和5年度)」、
「栃木県大気環境情報システム 年間値ダウンロード」(栃木県 HP、閲覧:令和8年3月)
より作成

図 3.1-8 非メタン炭化水素の年平均値の経年変化(令和2年度～令和6年度)

《参考:光化学オキシダントの生成防止のための指針(非メタン炭化水素)》

評価項目	環境基準
指針	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。

出典:「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について(答申)」
(昭和51年8月13日 中央公害対策審議会)より作成

(7) ダイオキシン類 (DXN)

栃木県では、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、環境中のダイオキシン類の測定が実施されている。大気質の測定は、令和5年度に一般環境5地点で調査が実施されている。

令和5年度に実施されたダイオキシン類の一般環境の大気測定地点である黒磯保健センターの測定結果は表3.1-11に示すとおりであり、環境基準を達成している。

表 3.1-11 ダイオキシン類の一般環境の大気測定結果(令和5年度)

区分	測定地点	測定結果					環境基準 (適○・否×)
		春期	夏期	秋期	冬期	年間平均	
一般環境	黒磯保健センター	-	0.0089	-	0.018	0.013	○

出典：「栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書資料編(令和5年度)」(栃木県HP、閲覧：令和8年3月)より作成

《参考：ダイオキシン類に係る環境基準について(大気質)》

媒体	環境基準
大気質	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準」(平成11年12月27日環境庁告示第68号)より作成

3) 騒音の状況

(1) 環境騒音の状況

那須塩原市の「環境騒音測定結果（平成20年～令和7年）」によると、道路に面しない地域として市内3箇所環境騒音が測定されている。過去5年間（令和3年度～令和7年度）の測定結果は、表3.1-12に示すとおり環境基準を達成している。なお、測定地点は公表されていない。

表 3.1-12 道路に面しない地域の騒音測定結果（令和3年度～令和7年度）

単位：dB

区分	測定地点	類型*	昼間(6:00～22:00)					夜間(22:00～6:00)						
			環境基準	R3	R4	R5	R6	R7	環境基準	R3	R4	R5	R6	R7
道路に面しない地域	清住町	A	55	47	44	45	44	45	45	39	40	39	36	37
	弥生町1	B	55	47	46	45	47	45	45	39	40	39	39	39
	弥生町2	C	60	44	41	42	44	45	50	44	36	40	41	41

注1. 清住町：第1種中高層住居専用地域、弥生町1：第1種住居地域、弥生町2：近隣商業地域
出典：「環境騒音測定結果（平成20年～令和7年）」（栃木県HP、閲覧：令和8年3月）より作成

(2) 自動車騒音の状況

那須塩原市の「環境騒音測定結果（平成20年～令和7年）」によると、道路に面する地域として市内7箇所自動車騒音が測定されている。過去5年間（令和3年度～令和7年度）の測定結果は、表3.1-13に示すとおり西富山、大原間では環境基準を超過しているが、それ以外の地点では環境基準を達成している。なお、測定地点は公表されていない。

表 3.1-13 道路に面する地域の騒音測定結果（令和3年度～令和7年度）

単位：dB

区分	測定地点	類型*	車線数	昼間(6:00～22:00)					夜間(22:00～6:00)						
				環境基準	R3	R4	R5	R6	R7	環境基準	R3	R4	R5	R6	R7
道路に面する地域	前弥六	B	4	70	60	60	59	欠測	欠測	65	51	51	50	欠測	欠測
	塩原	C	2	70	62	60	62	61	60	65	56	57	56	56	55
	上赤田	C	4	70	66	61	67	66	67	65	59	60	61	58	59
	西富山	C	2	70	73	73	73	74	73	65	72	72	71	71	71
	黒磯幸町	C	2	70	64	64	63	62	63	65	59	57	56	56	56
	大原間	C	2	70	71	69	70	68	70	65	71	70	69	68	68
	太夫塚1	C	4	70	64	64	64	63	64	65	54	55	57	53	56

注1. 前弥六：第2種住居地域、塩原：商業地域、上赤田：準工業地域、西富山：準工業地域、黒磯幸町：商業地域、大原間：準工業地域、太夫塚1：その他の地域

注2. 網掛けは基準調査を示す。

出典：「環境騒音測定結果（平成20年～令和7年）」（栃木県HP、閲覧：令和8年3月）より作成

(3) 騒音特定施設及び騒音特定建設作業

那須塩原市では、「特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等について」（令和2年4月1日告示第103号）により規制地域を指定しているが、特定施設及び特定建設作業に関する資料は公表されていない。

4) 振動の状況

(1) 環境振動及び自動車振動の状況

那須塩原市の「道路振動測定結果（平成20年～令和5年）」によると、市内10箇所で道路振動が測定されている。過去5年間（令和元年度～令和5年度）の測定結果は、表3.1-14に示すとおり振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度を達成している。なお、測定地点は公表されていない。

表 3.1-14 道路振動測定結果（令和元年度～令和5年度）

単位：dB

測定地点	地域の区分*	車線数	昼間(6:00～22:00)					夜間(22:00～6:00)						
			要請限度	R1	R2	R3	R4	R5	要請限度	R1	R2	R3	R4	R5
清住町	第1種	-	65	<25	<25	<25	<25	<25	60	<25	<25	<25	<25	<25
弥生町1	第1種	-	65	<25	<25	<25	<25	<25	60	<25	<25	<25	<25	<25
弥生町2	第2種	-	70	<25	<25	<25	<25	<25	65	<25	<25	<25	<25	<25
前弥六	第1種	4	65	35	35	35	35	37	60	27	29	27	26	37
塩原	第2種	2	70	28	28	<25	<25	<25	65	<25	<25	<25	<25	<25
上赤田	第2種	4	70	30	29	30	30	31	65	<25	<25	26	25	31
西富山	第2種	2	70	45	46	45	45	43	65	46	47	47	47	43
黒磯幸町	第2種	2	70	26	28	28	29	25	65	<25	<25	<25	<25	25
大原間	第2種	2	70	46	47	48	48	49	65	46	47	49	47	49
太夫塚1	-	4	-	40	41	39	43	46	-	32	31	29	31	46

注1. 清住町：第1種中高層住居専用地域、弥生町1：第1種住居地域、弥生町2：近隣商業地域
 前弥六：第2種住居地域、塩原：商業地域、上赤田：準工業地域、西富山：準工業地域、
 黒磯幸町：商業地域、大原間：準工業地域、太夫塚1：その他の地域

注2. 「<」は定量化下限値未満であることを示す。

出典：「道路振動測定結果（平成20年～令和5年）」（栃木県HP、閲覧：令和8年3月）より作成

(2) 振動特定施設及び振動特定建設作業

那須塩原市では、振動規制法に基づく規制地域を指定しているが、同法に基づく特定施設及び特性作業に関する資料は公表されていない。

5) 大気質、騒音、振動の苦情件数の状況

那須塩原市における大気質、騒音、振動に係る苦情件数の推移（令和2年度～令和6年度）は表3.1-15に示すとおりである。

苦情件数は、すべての項目で減少傾向にある。

表 3.1-15 大気質、騒音、振動の苦情件数の経年変化（令和2年度～令和6年度）

単位：件

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大気質	22	12	5	2	0
騒音	7	22	15	9	6
振動	0	1	0	1	0

出典：「那須塩原市統計書（令和6年版）」（那須塩原市HP、閲覧：令和8年3月）より作成

6) 発生源の状況

那須塩原市では、事業実施想定区域に隣接する「那須塩原クリーンセンター」において、大気質の維持管理情報を公表している。「那須塩原クリーンセンター」では、排ガスの自主規制値を定めており、全てにおいて規制値を下回っている。

令和5年度における測定結果を表3.1-16に示す。

表 3.1-16 那須塩原クリーンセンター維持管理情報（令和5年度）

項目	1号炉				2号炉				自主規制値	
	4月27日	7月20日	10月26日	1月29日	4月28日	7月21日	10月27日	2月9日		
ばい煙	硫黄酸化物の濃度 (volppm)	11	14	15	10	14	14	13	6	30ppm以下
	ばいじん (換算値) (g/m ³ N)	<0.001	0.004	0.003	<0.001	<0.001	0.003	0.002	<0.001	0.02g/m ³ N以下
	窒素酸化物 (換算値) (volppm)	33	28	36	24	30	30	34	31	50ppm以下
	塩化水素 (換算値) (mg/m ³ N)	5	14	11	21	23	40	19	13	43ppm以下
排ガス中のダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	0.00061	0.0025	0.0013	0.00027	0.0008	0.0015	0.0011	0.00066	0.05	ng-TEQ/m ³ N以下

注1. 「<」は定量化下限値未満であることを示す。

出典：「令和5年度那須塩原クリーンセンター維持管理情報」（那須塩原市HP、閲覧：令和8年3月）より作成

3.1.2 水環境の状況

1) 水象の状況

事業実施想定区域及びその周囲には、一級河川的那珂川水系の蛇尾川、熊川等が南西方向へ流下する。また、西側の山地からは鳴内沢、鳴内下沢、下成沢、トヤ沢、上の内沢が平野部へ流下し、藁沼用水が蛇尾川と並行して南西方向へ流下する。また、主要な溜池は、湯宮溜池が存在する。

主要な河川及び溜池は表 3.1-17 に、位置図を図 3.1-9 に示す。

なお、事業実施想定区域及びその周囲には、湖沼は存在しない。

表 3.1-17 主要な河川及び溜池

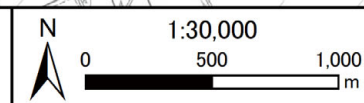
種別	水系名	河川名・溜池名
一級河川	那珂川水系	蛇尾川（さびがわ）
		熊川
指定区間外	-	鳴内沢
		鳴内下沢
		下成沢
		トヤ沢
		上の内沢
		藁沼用水
溜池	-	湯宮溜池

出典：「栃木県河川図」（令和2年4月、栃木県）、
「防災ハザードマップ那須塩原市」（令和4年3月、那須塩原市）より作成



凡例

- 事業実施想定区域
- 主要な河川
- 主要な溜池



出典：「栃木県河川図」（令和2年4月、栃木県）、「防災ハザードマップ那須塩原市」（令和4年3月、那須塩原市）より作成

図 3.1-9 河川及び溜池位置図

2) 水質の状況

事業実施想定区域及びその周囲には公共用水域測定地点は設定されていない。最寄りの測定地点として、事業実施想定区域にする那珂川水系蛇尾川（さびがわ）の下流側に大田原市「宇田川橋」が存在する。公共用水域の測定地点は図 3.1-10 に示すとおりである。

(1) 生活環境項目

生活環境項目の測定結果は表 3.1-18 に、全窒素・全燐の測定結果は表 3.1-19 に、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS の測定結果は表 3.1-20 に示した。

令和 6 年度の生活環境項目の測定結果は、大腸菌数が環境基準を超過しているが、その他のいずれの測定項目も環境基準を満足している。全亜鉛、ノニルフェノール、LAS もいずれの測定項目も環境基準を満足している。なお、全窒素・全燐については環境基準が設定されていない。

表 3.1-18 河川の水質測定結果（生活環境項目）

項目	類型	宇田川橋（蛇尾川）					環境基準
		最小値	最大値	m/n	BOD・COD75%値 大腸菌数90%値	平均値	
pH	A	7.3	7.7	0/12	-	7.5	6.5以上 8.5以下
DO(mg/L)		8.3	11.0	0/12	-	9.7	7.5mg/L 以上
BOD(mg/L)		<0.5	0.6	0/12	0.5	0.5	2mg/L以下
COD(mg/L)		0.9	3.1	0/12	2.2	1.7	-
SS(mg/L)		<1	3	0/12	-	1	25mg/L以下
n-ヘキサン抽出物 質_油分等(mg/L)		<0.5	<0.5	0/2	-	<0.5	-
大腸菌数 (CFU/100mL)		5	160	2/12	53	43	300CFU/100mL 以下

注 1. 「<」は定量化下限値未満であることを示す。

注 2. 「m/n」は環境基準不適合検体数/総検体数を示す。

注 3. 「75%値」は年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ 0.75×n 番目 (n は日間平均値のデータ数) のデータ値をもって 75%水質値とする。

注 4. 「90%値」は年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ 0.9×n 番目 (n は日間平均値のデータ数) のデータ値をもって 90%水質値とする。

注 5. 網掛けは環境基準を満足しなかったことを示す。

出典:「栃木県水質年表 令和 6(2024)年度」(令和 8 年 3 月発行、栃木県)より作成

表 3.1-19 河川の水質測定結果（全窒素・全燐）

項目	類型	宇田川橋（蛇尾川）				環境基準
		最小値	最大値	m/n	平均値	
全窒素(mg/L)	A	1.5	2.1	0/2	1.8	-
全燐(mg/L)		0.022	0.025	0/2	0.024	-

注 1. 「m/n」は環境基準不適合検体数/総検体数を示す。

出典:「栃木県水質年表 令和 6(2024)年度」(令和 8 年 3 月発行、栃木県)より作成

表 3.1-20 河川の水質測定結果（全亜鉛、ノニルフェノール、LAS）

項目	類型	宇田川橋（蛇尾川）				環境基準
		最小値	最大値	m/n	平均値	
全亜鉛(mg/L)	生物A	0.001	0.003	0/12	0.002	0.03mg/L以下
ノニルフェノール(mg/L)		<0.00006	<0.00006	0/12	<0.00006	0.001mg/L以下
LAS(mg/L)		<0.0006	0.0014	0/12	0.0007	0.03mg/L以下

注1. 「<」は定量化下限値未満であることを示す。

注2. 「m/n」は環境基準不適合検体数/総検体数を示す。

注3. 「LAS」は直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩を示す。

出典:「栃木県水質年表 令和6(2024)年度」(令和8年3月発行、栃木県)より作成

(2) 健康項目

健康項目の測定結果を、表 3.1-21 に示した。

令和6年度の健康項目の測定結果は、いずれの測定項目も環境基準を満足している。

表 3.1-21 河川の水質調査結果（健康項目）

単位：mg/l

項目	宇田川橋（蛇尾川）			環境基準
	m/n	最大値	平均値	
カドミウム	0/2	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全シアン	0/1	<0.1	<0.1	不検出
鉛	0/2	<0.001	<0.001	0.01 以下
六価クロム	0/1	<0.01	<0.01	0.02 以下
砒素	0/2	<0.001	<0.001	0.01 以下
総水銀	0/1	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	-	-	-	不検出
PCB	0/1	<0.0005	<0.0005	不検出
ジクロロメタン	0/1	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	0/1	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	0/1	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	0/1	<0.01	<0.01	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0/1	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	0/1	<0.0005	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0/1	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	0/1	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	0/1	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	0/1	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	0/1	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	0/1	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	0/1	<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	0/1	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	0/1	<0.001	<0.001	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0/2	1.9	1.7	10 以下
ふっ素	0/2	<0.08	<0.08	0.8 以下
ほう素	0/2	0.01	0.01	1 以下
1,4-ジオキサン	0/1	<0.005	<0.005	0.05 以下

注1. 「<」は定量化下限値未満であることを示す。「不検出」は定量化下限値未満であることを示す。

注2. 「m/n」は環境基準不適合検体数/総検体数を示す。

出典:「栃木県水質年表 令和6(2024)年度」(令和8年3月発行、栃木県)より作成

(3) 特殊項目

特殊項目の令和6年度の測定結果を、表 3.1-22 に示した。

なお、特殊項目については環境基準が設定されていない。

表 3.1-22 河川の水質測定結果（特殊項目）

項目	宇田川橋（蛇尾川）				環境基準
	最小値	最大値	k/n	平均値	
フェノール類 (mg/L)	<0.01	<0.01	0/2	<0.01	-
銅(mg/L)	<0.01	<0.01	0/2	<0.01	-
鉄_溶解性 (mg/L)	<0.1	<0.1	0/2	<0.1	-
マンガン_溶解性 (mg/L)	<0.01	<0.01	0/2	<0.01	-
クロム(mg/L)	<0.01	<0.01	0/2	<0.01	-

注1. 「k/n」は下限値以上の検体数/総検体数を示す。

出典:「栃木県水質年表 令和6(2024)年度」(令和8年3月発行、栃木県)より作成

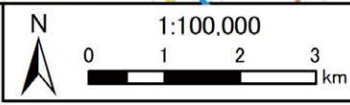
(4) ダイオキシン類

栃木県ではダイオキシン類対策特別措置法に基づき、公共用水域の水質のダイオキシン類の測定が行われている。令和6年度は19箇所で開催されているが、事業実施想定区域及びその周囲水質のダイオキシン類測定地点は設定されていない。



凡例

- 事業実施想定区域
- 公共用水域測定地点



出典：「国土数値情報 河川データ(平成 20 年度)」(国土交通省 HP、閲覧:令和 7 年 12 月)、「栃木県河川図」(令和 2 年 4 月、栃木県)より作成

図 3.1-10 公共用水域測定地点位置図

3) 底質の状況

(1) ダイオキシン類

栃木県ではダイオキシン類対策特別措置法に基づき、公共用水域の底質のダイオキシン類の測定が行われている。令和6年度は13箇所で開催されているが、事業実施想定区域及びその周囲において底質のダイオキシン類測定地点は設定されていない。

4) 地下水の状況

(1) 地下水の水質

那須塩原市では、市内の地下水の概況と産業廃棄物による汚染を把握するため、那須塩原市地下水調査実施要領に基づき調査を行っている。

令和6年度は事業実施想定区域及びその周囲で「高林」、「木綿畑」、「折戸」の地区内において地下水水質調査が行われている。なお、測定地点は公表されていない。

地下水水質調査結果は表3.1-23に、測定地区は図3.1-11に示すとおりである。

表 3.1-23 那須塩原市地下水水質調査結果（令和6年度）

区分	項目	高林		木綿畑		折戸		水道基準	環境基準
		7月29日	2月18日	7月29日	2月18日	7月30日	2月19日		
飲水の監視 （水道基準）	pH値	6.2	6.2	6.0	6.3	7.2	7.3	5.8～8.6	-
	色度	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.8	5度以下	-
	濁度	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.8	2度以下	-
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.5	1.5	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	10mg/l以下	-
	塩化物イオン	3.4	3.8	1.3	3.0	2.6	2.5	200mg/l以下	-
	有機物（全有機物（TOC）の量）	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	3mg/l以下	-
	一般細菌	210	130	0	2	26	8	100個/ml以下	-
	大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-
汚染の把握 （環境基準）	シアン化物イオン及び塩化シアン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/l以下	-
	カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	-	0.003mg/l以下
	鉛	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003	-	0.01mg/l以下
	六価クロム	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	-	0.05mg/l以下
	ヒ素	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	0.01mg/l以下
	総水銀	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	-	0.0005mg/l以下
	トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	0.01mg/l以下
	テトラクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	0.01mg/l以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	-	1mg/l以下	

注1. 「<」は定量化下限値未満であることを示す。

注2. 網掛けは基準を超過したものを示す。

出典：「地下水水質調査結果（平成26年～令和6年）」（那須塩原市HP、閲覧：令和8年3月）より作成

(2) ダイオキシン類

栃木県ではダイオキシン類対策特別措置法に基づき、公共用水域の地下水のダイオキシン類の測定が行われている。令和 5 年度は 11 箇所で行われているが、事業実施想定区域及びその周囲において地下水のダイオキシン類測定地点は設定されていない。

5) 水質に係る苦情件数の状況

那須塩原市における水質に係る苦情件数の推移（令和 2 年度～令和 6 年度）は表 3.1-24 に示すとおりである。

水質の苦情件数は、令和 3 年度に 6 件あったが、令和 4 年度以降は 0 件となっている。

表 3.1-24 水質の苦情件数の経年変化(令和 2 年度～令和 6 年度)

単位:件

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
水質	1	6	0	0	0

出典:「那須塩原市統計書(令和 6 年版)」(那須塩原市 HP、閲覧:令和 8 年 3 月)より作成

3.1.3 土壌及び地盤の状況

1) 土壌の状況

(1) 土壌の状況

事業実施想定区域及びその周囲の土壌の状況を図 3.1-12 に示す。

事業実施想定区域及びその周囲は、北西側から西側が山地及び丘陵地の土壌が分布し、平野部と蛇尾川の両岸には台地及び低地地域の土壌が広がっている。

事業実施想定区域は、蛇尾川左岸側に位置し、台地及び低地地域の粗粒褐色低地土壌の蛇尾統に含まれている。また、北西側が粗粒黒ボク土壌の黒磯統が隣接している。

(2) 土壌汚染の状況

① 土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域

栃木県では、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査により、特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める指定基準に適合しない土地について、要措置区域または形質変更時要届出区域として指定している。

事業実施想定区域及びその周囲には、要措置区域または形質変更時要届出区域形質変更として指定されている区域はない。

② ダイオキシン類

栃木県ではダイオキシン類対策特別措置法に基づき、土壌のダイオキシン類の測定が行われている。令和 5 年度は 11 箇所で開催されているが、事業実施想定区域及びその周囲において土壌のダイオキシン類測定地点は設定されていない。

2) 地盤の状況

栃木県では、県南部において地盤沈下観測を実施しているが、事業実施想定区域及びその周囲では地盤沈下観測は実施されていない。

3) 土壌汚染、地盤沈下の苦情件数の状況

那須塩原市における土壌汚染、地盤沈下に係る苦情件数の推移（令和 2 年度～令和 6 年度）は表 3.1-25 に示すとおりである。

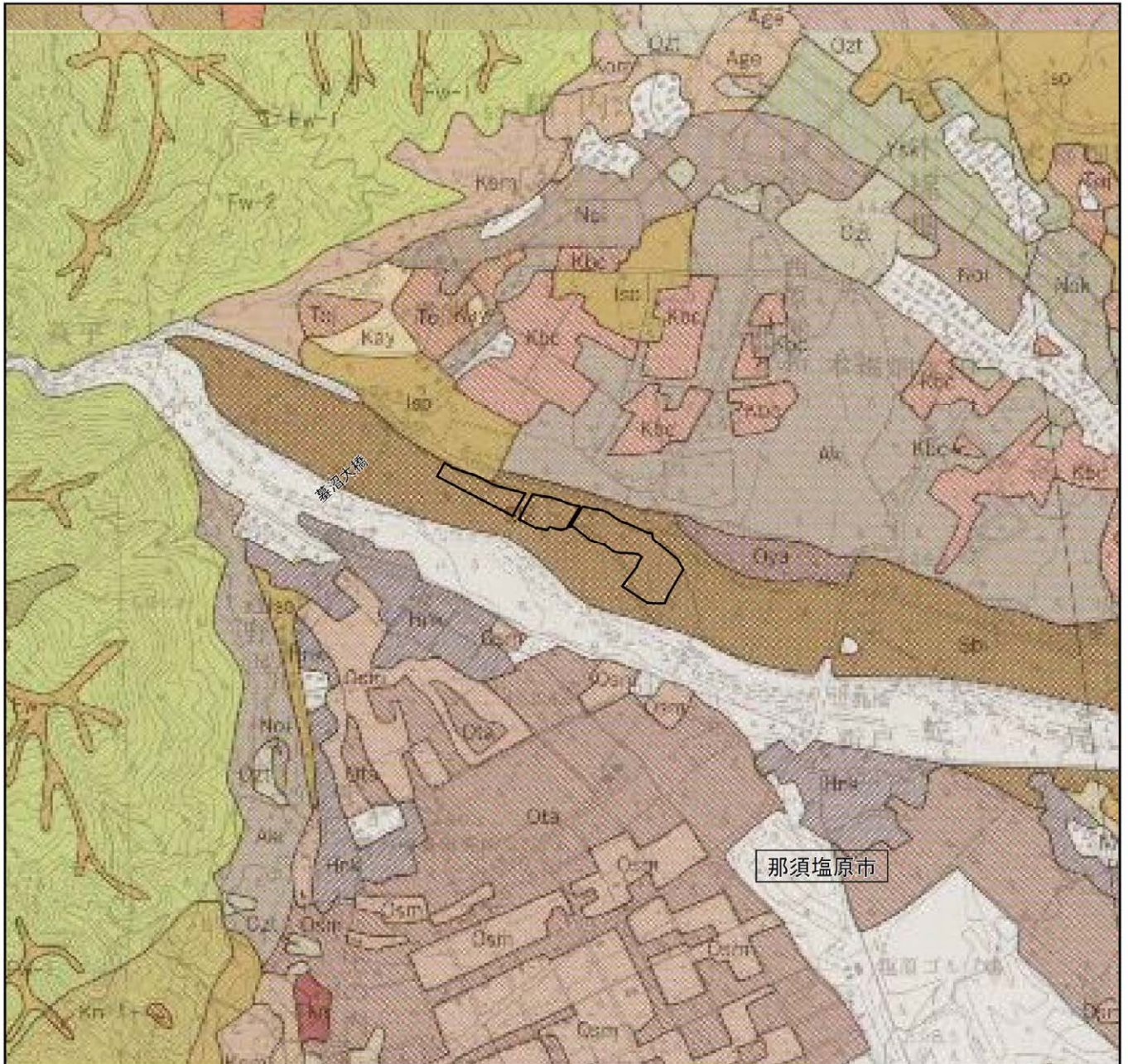
土壌汚染、地盤沈下ともに苦情件数は 0 件となっている。

表 3.1-25 土壌汚染、地盤沈下の苦情件数の経年変化(令和 2 年度～令和 6 年度)

単位:件

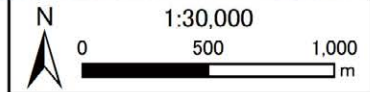
項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
土壌汚染	0	0	0	0	0
地盤沈下	0	0	0	0	0

出典:「那須塩原市統計書(令和 6 年版)」(那須塩原市 HP、閲覧:令和 8 年 3 月)より作成



凡例

事業実施想定区域



土壤図(塩原)

山地及び丘陵地の土壤

- | | |
|-----------|-----------|
| 厚層黒ボク土壤 | 褐色森林土壤 |
| Ota 大田原統 | Syn 篠井統 |
| Aai 赤井統 | Kr-2 鹿股2統 |
| 黒ボク土壤 | Fw-2 福渡2統 |
| Kom 米神統 | 粗粒褐色低地土壤 |
| 粗粒黒ボク土壤 | Oya 小山統 |
| Iso 黒磯統 | Sa 蛇尾統 |
| 乾性褐色森林土壤 | |
| Kr-1 鹿股1統 | |
| Fw-1 福渡1統 | |

台地及び低地地域の土壤

- | | |
|-----------|----------------|
| 黒ボク土壤 | 粗粒褐色低地土壤 |
| Kbc 鯉淵統 | Taj 外城統 |
| Ori 大里統 | 灰色低地土壤 |
| 粗粒黒ボク土壤 | Ysa 安木統 |
| Osm 大清水統 | 粗粒灰色低地土壤 |
| 多湿黒ボク土壤 | Nok 納倉統 |
| Age 上尾統 | Mmn 松本統 |
| 粗粒多湿黒ボク土壤 | Kay 栢山統 |
| Hra 桧木沢統 | 灰色低地土壤, 下層黒ボク土 |
| Tsu 時庭統 | Nai 野市統 |

土壤図(那須岳)

山地及び丘陵地の土壤

- | | |
|----------|-------------|
| 厚層黒ボク土壤 | 粗粒褐色低地土壤 |
| Ota 大田原統 | Sa 蛇尾統 |
| 黒ボク土壤 | 乾性ポドゾル土壤 |
| Kom 米神統 | Nsa 女峰統 |
| 褐色森林土壤 | |
| Kom 上河内統 | 台地及び低地地域の土壤 |
| Syn 篠井統 | 黒ボク土壤 |
| | Ori 大里統 |
| | 多湿黒ボク土壤 |
| | Age 上尾統 |

出典: 「5万分の1土地分類基本調査 土壤図」(国土交通省 HP、閲覧:令和8年3月)より作成

図 3.1-12 土壤図

3.1.4 地形及び地質の状況

1) 地形の状況

事業実施想定区域及びその周囲の地形の状況を図 3.1-13 に示す。

事業実施想定区域及びその周囲は、北西側から西側が山地及び丘陵、台地の地形が分布し、平野部と蛇尾川の両岸には扇状地、低地の地形が広がっている。

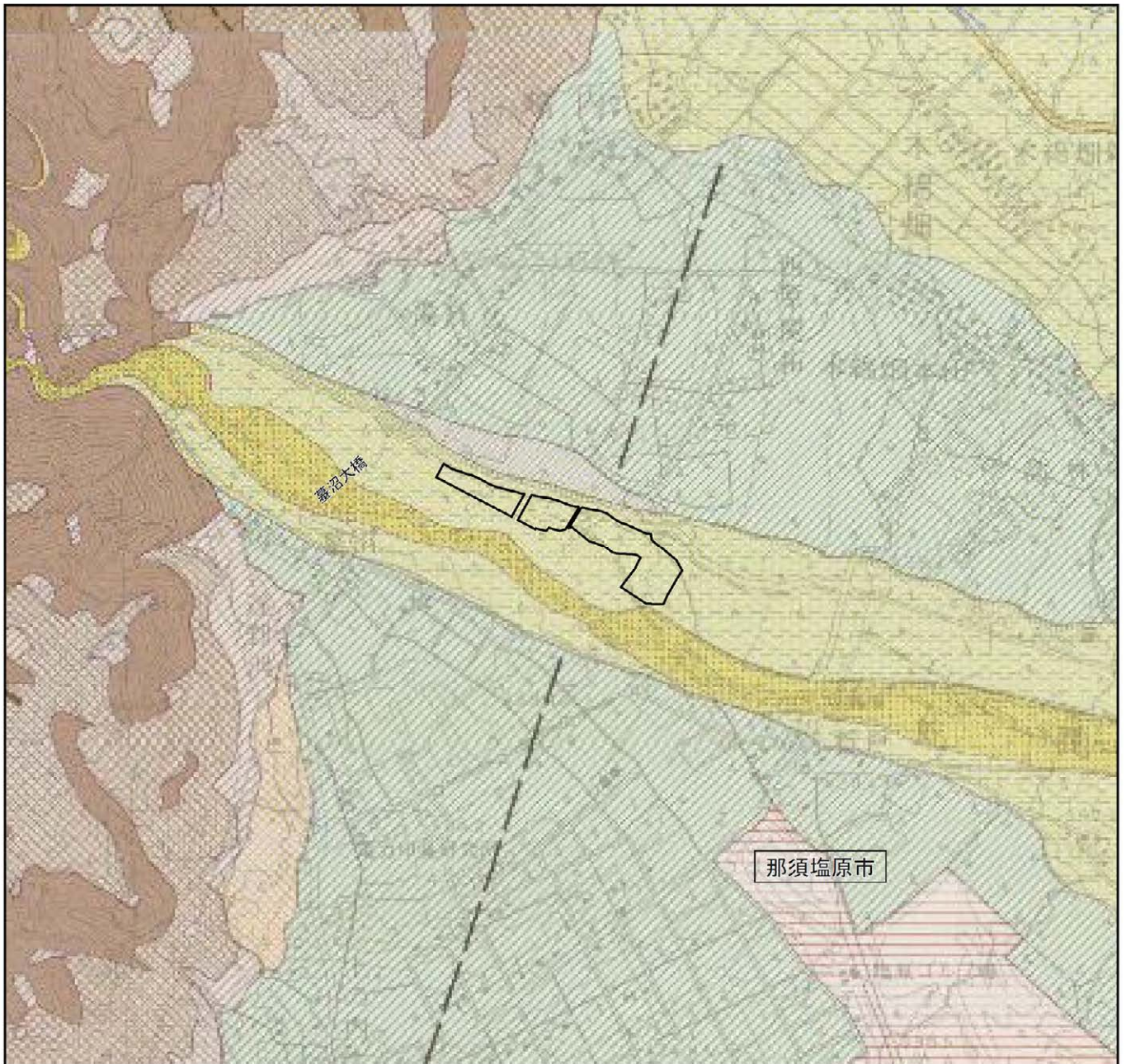
事業実施想定区域は、蛇尾川左岸側に位置し、扇状地と河原に挟まれた氾濫平野となっている。

2) 地質の状況

事業実施想定区域及びその周囲の地質の状況を図 3.1-14 に示す。

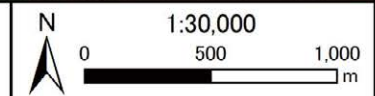
事業実施想定区域及びその周囲は、山地部の北西側から西側が火山性堆積物及び火山岩が分布し、平野部には火山性堆積物が広がり、蛇尾川の両岸は未固結堆積物の地質となっている。

事業実施想定区域は、蛇尾川左岸側に位置し、西側の蛇尾川側が礫・砂、北側から東側は礫・砂・泥の地質となっている。



凡例

事業実施想定区域



地形分類図(塩原, 那須岳)

山地及び丘陵

- 山麓緩斜面
傾斜15°未満
- 山腹斜面
傾斜15°-30°
- 山腹急斜面
傾斜30°以上

台地

- 中位面

扇状地

- 扇状地

低地

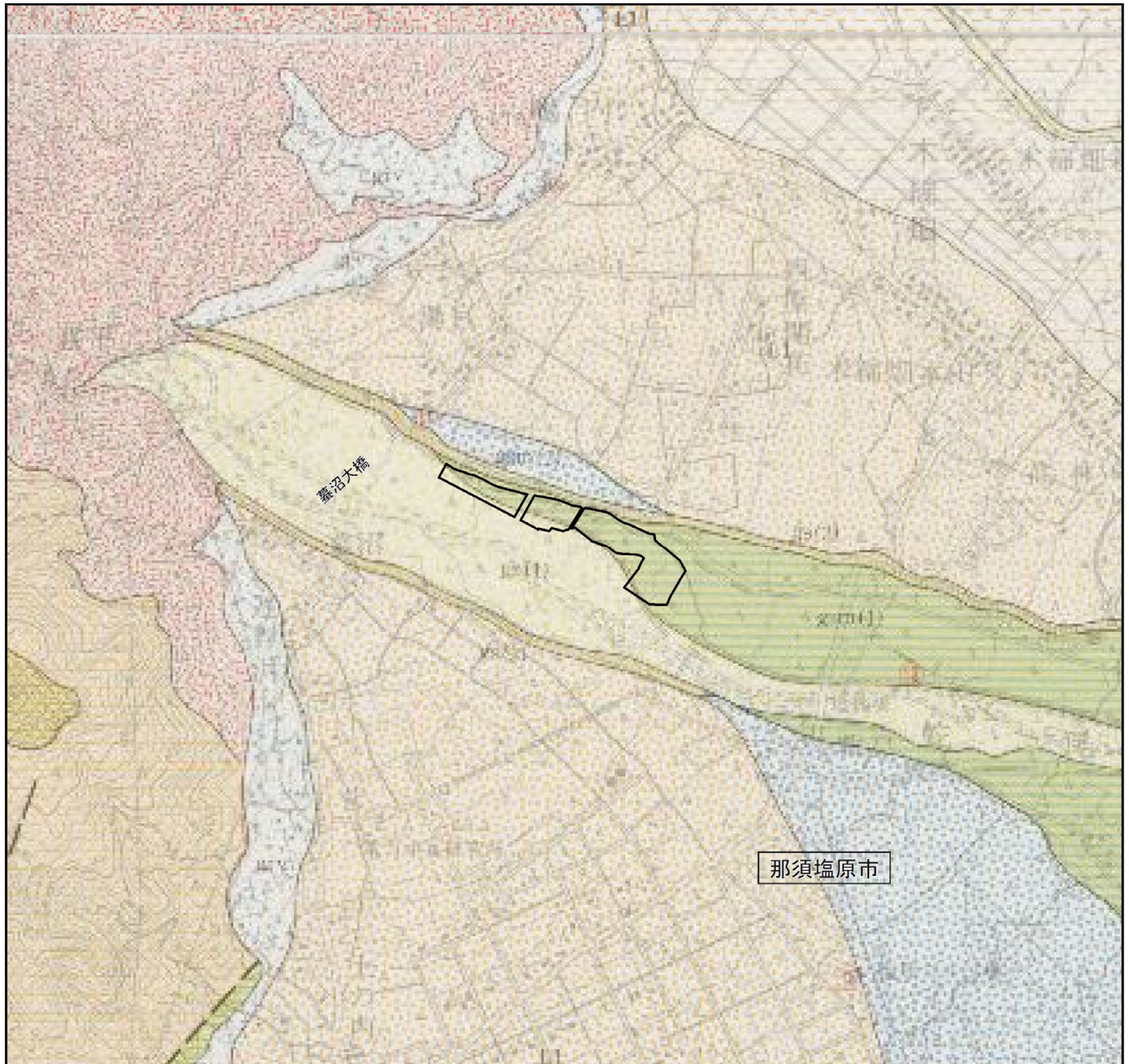
- 氾濫平野
- 河原

その他

- 人工改変地

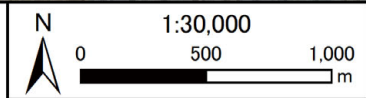
出典: 「5万分の1土地分類基本調査 地形分類図」(国土交通省 HP、閲覧:令和8年3月)より作成

図 3.1-13 地形分類図



凡例

事業実施想定区域



表層地質図(塩原, 那須岳)

未固結堆積物

gs(1) 礫・砂(1)

gs(2) 礫・砂(2)

gsn(1) 礫・砂・泥(1)

gsn(2) 礫・砂・泥(2)

gsV 礫

火山性堆積物(未固結)

l1 火山灰(1)

l2 火山灰(2)

火山性堆積物(固結)

Fw 軽石凝灰岩・凝灰角礫岩・凝灰岩

Fts デイサイト質凝灰岩・同質凝灰角礫岩・凝灰質砂礫岩

火山岩

tyy 流紋岩質岩石<デイサイト(y)>

出典: 「5万分の1土地分類基本調査 表層地質図」(国土交通省HP、閲覧:令和8年3月)より作成

図 3.1-14 表層地質図

3) 重要な地形・地質

事業実施想定区域及びその周囲の重要な地形・地質の状況は、表 3.1-26 及び図 3.1-15 に示すとおりである。事業実施想定区域及びその周囲には、活断層崖（横ずれ含む）、撓曲崖、扇状地、網状流が存在する。

表 3.1-26 重要な地形・地質の状況

番号	名称	地形項目	定義、選定理由等
1	関谷断層	活断層崖 (横ずれ含む)	活断層によって生じた急崖。ごく最近の断層運動が段丘面・扇状地・火山斜面等の若い地形面を変化させることによって生じた場合には比高は小さいが明瞭な崖を示し、これを低断層崖と呼ぶ。第四紀を通じて活動が累積した場合には崖高は数百メートルに及ぶことがある。
2	関谷断層	撓曲崖	撓曲(岩層が階段状に折れ曲がる現象)で生じた斜面で、撓曲崖の傾斜は断層崖のそれと比べて緩やかな場合が多い。撓曲とほぼ同じ意味で単斜という言葉があるため、単斜崖ともいう。
3	那須野ヶ原	扇状地	河川によって形成され、谷口を頂点として平地に向かって扇状に開く半円錐形の砂礫堆積地。現に形成されつつある扇状地を現成扇状地あるいは単に扇状地と呼び、河川の側刻により開析を受け扇状地形成に預かった河川の現河床面より一段と高い位置に存在するものを開析扇状地と呼ぶ。
4	那須野ヶ原 (蛇尾川など)	網状流	砂礫からなる島や州によって、網の目状に分岐・合流を繰り返す水流。
5	那須野が原扇状地、蛇尾川扇状地	扇状地	カテゴリー：要継続観察 A：教育上、研究上注目すべき地形・地質

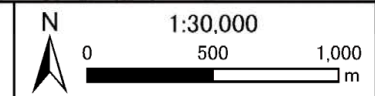
出典：「日本の典型地形ウェブサイト」（国土地理院 HP、閲覧：令和 8 年 3 月）、
「栃木県版レッドリスト 2023」（栃木県 HP、閲覧：令和 8 年 3 月）より作成



凡例

- 事業実施想定区域
- 地殻の変動による地形(活断層崖、撓曲崖)
- 河川的作用による地形(扇状地、網状流)

※図中の番号は表 3.1-26 に対応する。



出典: 「日本の典型地形ウェブサイト」 (国土地理院 HP、閲覧: 令和 8 年 3 月) より作成

図 3.1-15 重要な地形・地質

3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

1) 動物の生息の状況

動物の生息状況を把握するに当たり、収集した文献その他の資料を表 3.1-27 に示す。

調査対象範囲は、事業実施想定区域及びその周囲を含む那須塩原市を対象とし、資料ごとに設定した。

表 3.1-27 収集した文献資料一覧

文献番号	文献名	哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	魚類	昆虫類	貝類	その他の節足動物*1
1	「平成30年度(2018年度)中大型哺乳類分布調査調査報告書クマ類(ヒグマ・ツキノワグマ)・カモシカ」(平成31年(2019年)3月、環境省自然環境局生物多様性センター)	○							
2	「環境アセスメントデータベース EADAS コウモリ生息情報」(環境省 HP、閲覧:令和8年3月)	○							
3	「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(平成23年1月、平成27年9月修正版、環境省)		○						
4	「環境アセスメントデータベース EADAS 風力発電における鳥類のセンシティブティマップ(陸域)」(環境省 HP、閲覧:令和8年3月)		○						
5	「レッドデータとちぎ WEB」(栃木県 HP、閲覧:令和8年3月)	○	○	○	○	○	○	○	○
6	「那須塩原市動植物実態調査報告書(西那須野地区・塩原地区)」(平成22年(2010年)3月、那須塩原市動植物調査研究会(那須塩原市))	○	○	○	○	○	○	○	
7	「第2期ごみ処理施設建設に伴う環境影響調査報告書」(平成18年2月、那須地区広域行政事務組合)	○	○	○	○	○	○	○	

*1. その他の節足動物：土壌動物、甲殻類

(1) 動物相の状況

事業実施想定区域及びその周囲において、表 3.1-27 に示す文献等から確認された動物相の概況を表 3.1-28 に示す。文献等による確認種一覧は資料編に示す。

表 3.1-28 文献等による動物相の概況

分類群	確認種数	主な確認種
哺乳類	7目14科27種	ジネズミ、ヒミズ、キクガシラコウモリ、ヒナコウモリ、ニホンザル、ムササビ、ハタネズミ、ツキノワグマ、ニホンイタチ、カモシカ等
鳥類	17目43科147種	マガン、ヤマドリ、ヨタカ、アマツバメ、カッコウ、キジバト、カイツブリ、イカルチドリ、オオジシギ、カワウ、チュウサギ、オオタカ、フクロウ、カワセミ、サンショウクイ、シジュウカラ、ツバメ、オオヨシキリ、クロツグミ、コサメビタキ、キセキレイ、イカル、ホオジロ等
爬虫類	1目4科9種	ニホントカゲ、ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ジムグリ、ヒバカリ、ヤマカガシ、ニホンマムシ
両生類	2目6科13種	トウホクサンショウウオ、ハコネサンショウウオ、アカハライモリ、アズマヒキガエル、ニホンアマガエル、ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、トウキョウダルマガエル、ツチガエル、ムカシツチガエル、シュレーゲルアオガエル、モリアオガエル、カジカガエル
魚類	5目9科18種	スナヤツメ、ギンブナ、タナゴ、アカヒレタビラ、オイカワ、カワムツ、アブラハヤ、ウグイ、ドジョウ、シマドジョウ、ギバチ、アユ、ニッコウイワナ、サケ、ヤマメ、オオクチバス、カジカ、トウヨシノボリ
昆虫類	18目226科1,827種	ヨシノマダラカゲロウ、カトリヤンマ、ヤマトゴキブリ、オオカマキリ、クギヌキハサミムシ、カミムラカワゲラ、カワラバッタ、エダナナフシ、タガメ、ハナアザミウマ、キバネツノトンボ、ツチカメネジレバネ、ヤマトシリアゲ、ムラサキトビケラ、キバネセセリ、コガタミズアブ、セアカオサムシ、クロマルハナバチ等
貝類	2目5科11種	カワシンジュガイ、キセルモドキ、ニッコウヒラベッコウ、ハコネヒメベッコウ、ハクサンベッコウ、キヌツヤベッコウ、オオウエキビ、ヒメカサキビ、ウロコビロウドマイマイ、カワナビロウドマイマイ、カドコオオベソマイマイ
その他の節足動物 ^{*1}	4目4科5種	キョジンダニ、サワガニ、ナスヒトフシムカデ、ニッコウヒトフシムカデ、シデイカマアシムシ

*1. その他の節足動物：土壌動物、甲殻類

(2) 動物の重要な種

動物の重要な種は、既存文献より生息が確認された種のうち、表 3.1-29 に示す基準に該当するものを選定した。

表 3.1-29 動物の重要な種の選定基準

略称	名称	カテゴリー
I	「文化財保護法」 (昭和 25 年 法律第 214 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特天：特別天然記念物 ・ 国天：天然記念物
II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」 (平成 4 年 法律第 75 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内：国内希少野生動植物 ・ 国際：国際希少野生動植物
III	「栃木県文化財保護条例」 (昭和 38 年 条例第 20 号) 「那須塩原市文化財保護条例」 (平成 17 年 条例第 119 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県天：県指定天然記念物 ・ 市天：市指定天然記念物
IV	「那須塩原市希少野生動植物種の保護に関する条例」 (平成 24 年 条例第 6 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 希少：那須塩原市希少野生動植物
V	「環境省 第 4 次レッドリスト(哺乳類、昆虫類、貝類、その他無脊椎動物)」 (令和 4 年 環境省) 「環境省 第 5 次レッドリスト(鳥類及び爬虫類・両生類)」 (令和 8 年 環境省)	<ul style="list-style-type: none"> ・ EX：絶滅 ・ EW：野生絶滅 ・ CR+EN：絶滅危惧 I 類 ・ CR：絶滅危惧 I A 類 ・ EN：絶滅危惧 I B 類 ・ VU：絶滅危惧 II 類 ・ NT：準絶滅危惧 ・ DD：情報不足 ・ LP：絶滅のおそれのある地域個体群
VI	「栃木県版レッドリスト(第 4 次/2023 年版)」 (令和 5 年 栃木県)	<ul style="list-style-type: none"> ・ EX：絶滅 ・ A：絶滅危惧 I 類 ・ B：絶滅危惧 II 類 ・ C：準絶滅危惧 ・ DD：情報不足 ・ LP：絶滅のおそれのある地域個体群 ・ 要：要注目
VII	「那須塩原市レッドリスト 2023」 (令和 5 年 那須塩原市)	<ul style="list-style-type: none"> ・ EX：絶滅 ・ A：絶滅危惧 I 類 ・ B：絶滅危惧 II 類 ・ C：準絶滅危惧 ・ DD：情報不足 ・ LP：絶滅のおそれのある地域個体群 ・ 要：要注目

①哺乳類

哺乳類の重要な種は、表 3.1-30 に示すとおりキクガシラコウモリやカモシカ等を含む5目6科10種である。

表 3.1-30 重要な哺乳類

No.	目名	科名	種名*1	選定基準*2						
				I	II	III	IV	V	VI	VII
1	モグラ目(食虫目)	トガリネズミ科	ジネズミ						DD	
2	コウモリ目(翼手目)	キクガシラコウモリ科	コキクガシラコウモリ						要	要
3			キクガシラコウモリ						要	
4		ヒナコウモリ科	ヒメホオヒゲコウモリ						C	
5			モモジロコウモリ						要	要
6			ヒナコウモリ						要	
7			ユビナガコウモリ						C	DD
8			ネズミ目(齧歯目)	ネズミ科	カヤネズミ					
9	ネコ目(食肉目)	イタチ科	ニホンイタチ						要	
10	ウシ目(偶蹄目)	ウシ科	カモシカ	特天						
合計	5目	6科	10種	1種	-	-	-	-	9種	3種

*1. 種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和7年度生物リスト」(令和7年 国土交通省水情報国土データ管理センター)に準拠した。

*2. 重要な種の選定基準は、表 3.1-29 に示した略称を表記している。

②鳥類

鳥類の重要な種は、表 3.1-31 に示すとおりオシドリ、ヤマドリ、ミゾゴイ、オオタカ、クロツグミ等を含む12目22科47種である。

表 3.1-31(1) 重要な鳥類

No.	目名	科名	種名*1	選定基準*2						
				I	II	III	IV	V	VI	VII
1	カモ目	カモ科	マガン	国天						
2			オシドリ				希少		C	C
3			トモエガモ				希少	DD	C	C
4			ホシハジロ					NT		
5			キンクロハジロ					VU		
6			スズガモ					NT		
7			コウライアイサ		国際					
8	キジ目	キジ科	ヤマドリ				希少		C	C
9	ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ				希少	NT	C	B
10	アマツバメ目	アマツバメ科	ハリオアマツバメ				希少	VU	A	B
11			アマツバメ					VU		
12	カッコウ目	カッコウ科	カッコウ							要
13	チドリ目	チドリ科	ケリ				希少	DD	C	B
14			ムナグロ					VU		
15		シギ科	ヤマシギ						C	
16			オオジシギ				希少	NT	A	A
17			イソシギ							要
18	ペリカン目	サギ科	ミゾゴイ				希少	NT	A	A
19			アマサギ					EN	B	
20			チュウサギ					NT	C	
21			コサギ					VU	B	

表 3.1-31(2) 重要な鳥類

No.	目名	科名	種名*1	選定基準*2							
				I	II	III	IV	V	VI	VII	
22	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ						C		
23		タカ科	ハチクマ				希少	DD	B	B	
24			クマタカ		国内		希少	EN	A	B	
25			イヌワシ	国天	国内		希少	EN	A	A	
26			ハイタカ				希少	NT	C	C	
27			オオタカ				希少	NT	C	C	
28			ハイイロチュウヒ						C		
29			オオワシ	国天	国内				VU	A	
30			サシバ				希少	VU	B	B	
31			フクロウ目	フクロウ科	アオバズク				希少		B
32	コノハズク						希少		B	B	
33	フクロウ								C		
34	ブッポウソウ目	カワセミ科	ヤマセミ				希少	VU	C	B	
35	ハヤブサ目	ハヤブサ科	コチョウゲンボウ						C		
36			ハヤブサ		国内		希少	NT	B	B	
37	スズメ目	サンショウクイ科	サンショウクイ				希少		C	C	
38		カササギヒタキ科	サンコウチョウ				希少		C	C	
39		ヨシキリ科	コヨシキリ					NT	C		
40		ムクドリ科	コムクドリ						C		
41		ツグミ科	クロツグミ				希少		C	C	
42		ヒタキ科	コサメビタキ				希少		C	C	
43			ノビタキ						C		
44		イワヒバリ科	カヤクグリ						C		
45		セキレイ科	ビンズイ					NT			
46		ホオジロ科	ホオアカ				希少		C	B	
47	カシラダカ							EN			
合計	12 目	22 科	47 種	3 種	5 種	0 種	23 種	26 種	37 種	24 種	

*1. 種名等は「日本鳥類目録改訂第8版」(令和6年日本鳥学会)に準拠した。

*2. 重要な種の選定基準は、表 3.1-29 に示した略称を表記している。

③爬虫類

爬虫類の重要な種は、表 3.1-32 に示すとおりヒガシニホントカゲやヤマカガシ等を含む1目4科8種である。

表 3.1-32 重要な爬虫類

No.	目名	科名	種名*1	選定基準*2						
				I	II	III	IV	V	VI	VII
1	有鱗目	トカゲ科	ヒガシニホントカゲ				希少		B	C
2		カナヘビ科	ニホンカナヘビ						要	要
3		ナミヘビ科	シマヘビ						要	
4			アオダイショウ						要	
5			ジムグリ						要	要
6			ヒバカリ						要	要
7			ヤマカガシ						C	要
8		クサリヘビ科	ニホンマムシ						C	要
合計	1 目	4 科	8 種	-	-	-	1 種	-	8 種	6 種

*1. 種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト令和7年度生物リスト」(令和7年国土交通省水情報国土データ管理センター)に準拠した。

*2. 重要な種の選定基準は、表 3.1-29 に示した略称を表記している。

④両生類

両生類の重要な種は、表 3.1-33 に示すとおりトウホクサンショウウオやモリアオガエル等を含む 2 目 5 科 12 種である。

表 3.1-33 重要な両生類

No.	目名	科名	種名*1	選定基準*2							
				I	II	III	IV	V	VI	VII	
1	有尾目	サンショウウオ科	トウホクサンショウウオ				希少	NT	要	C	
2			ハコネサンショウウオ							要	
3		イモリ科	アカハライモリ				希少	NT	B	C	
4	無尾目	ヒキガエル科	アズマヒキガエル						C	要	
5		アカガエル科	ニホンアカガエル				希少		C	C	
6			ヤマアカガエル						要		
7			トウキョウダルマガエル						NT	C	要
8			ツチガエル				希少				
9			ムカシツチガエル						NT	B	C
10		アオガエル科	シュレーゲルアオガエル				希少		C	C	
11			モリアオガエル				希少		要	C	
12			カジカガエル						要	要	
合計	2 目	5 科	12 種	0 種	0 種	0 種	6 種	4 種	10 種	10 種	

*1. 種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト令和 7 年度生物リスト」（令和 7 年国土交通省水情報国土データ管理センター）に準拠した。

*2. 重要な種の選定基準は、表 3.1-29 に示した略称を表記している。

⑤魚類

魚類の重要な種は、表 3.1-34 に示すとおりスナヤツメ、ドジョウ、ヤマメ等を含む 5 目 9 科 18 種である。

表 3.1-34 重要な魚類

No.	目名	科名	種名*1	選定基準*2						
				I	II	III	IV	V	VI	VII
1	ヤツメウナギ目	ヤツメウナギ科	スナヤツメ					VU		要
2	コイ目	コイ科	ギンブナ							
3			タナゴ					EN	A	要
4			アカヒレタビラ					EN	A	
5			オイカラ							要
6			カワムツ							
7			アブラハヤ				希少		要	C
8			ウグイ							
9			ドジョウ科	ドジョウ					NT	DD
10		シマドジョウ								
11	ナマズ目	ギギ科	ギバチ					VU	C	要
12	サケ目	アユ科	アユ							
13		サケ科	ニッコウイワナ					DD	B	C
14			サケ							
15			ヤマメ					NT		
16	スズキ目	サンフィッシュ科	オオクチバス							
17		カジカ科	カジカ					EN		
18		ハゼ科	トウヨシノボリ							
合計	5 目	9 科	18 種	0 種	0 種	0 種	1 種	8 種	6 種	6 種

*1. 種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト令和 7 年度生物リスト」（令和 7 年国土交通省水情報国土データ管理センター）に準拠した。

*2. 重要な種の選定基準は、表 3.1-29 に示した略称を表記している。

⑥昆虫類

昆虫類の重要な種は、表 3.1-35 に示すとおりタガメ、ツマグロキチョウ、トゲアリ等を含む9目56科125種である。

表 3.1-35(1) 重要な昆虫類

No.	目名	科名	種名*1	選定基準*2								
				I	II	III	IV	V	VI	VII		
1	トンボ目 (蜻蛉目)	イトトンボ科	オゼイトトンボ						要	要		
2			モートンイトトンボ					NT	要	要		
3		ヤンマ科	カトリヤンマ				希少		B	B		
4			サラサヤンマ						C	要		
5		サナエトンボ科	ホンサナエ				希少		要	C		
6		トンボ科	ヨツボシトンボ						C	要		
7			コノシメトンボ							要		
8			マイコアカネ						C	要		
9			ヒメアカネ				希少		C	C		
10	ハサミムシ目 (革翅目)	クギヌキハサミムシ科	クギヌキハサミムシ						要	要		
11	バッタ目 (直翅目)	バッタ科	カワラバッタ						要	要		
12		イナゴ科	ヒメフキバッタ						要	要		
13	カメムシ目 (半翅目)	ハネナガウンカ科	アヤヘリハネナガウンカ						C			
14			シリアカハネナガウンカ						DD			
15			クワヤマハネナガウンカ						DD			
16			マエグロハネナガウンカ						DD			
17		アリヅカウンカ科	アリヅカウンカ						C			
18		セミ科	アカエゾゼミ						C	要		
19			エゾゼミ						要	要		
20		ヒラタカメムシ科	ニセノコギリヒラタカメムシ						要	DD		
21		ツノカメムシ科	ヤナギベニモンツノカメムシ						要	DD		
22		コオイムシ科	タガメ		国内		希少	VU	C	C		
23	トビケラ目 (毛翅目)	トビケラ科	ムラサキトビケラ						要	要		
24	チョウ目 (鱗翅目)	セセリチョウ科	ホシチャバネセセリ				希少	EN	A	A		
25			キバネセセリ						要			
26			ホソバセセリ				希少		B	A		
27			ギンイチモンジセセリ					NT	要	DD		
28			ミヤマチャバネセセリ						C			
29			スジグロチャバネセセリ				希少	NT	C	C		
30		シジミチョウ科	ウスイロオナガシジミ	ウスイロオナガシジミ						要		
31				オナガシジミ						C		
32				ウラゴマダラシジミ						C		
33				オオミドリシジミ						C		
34				ウラジロミドリシジミ				希少		B	B	
35				ハヤシミドリシジミ				希少		B	B	
36				クロミドリシジミ						要	DD	
37				ミヤマカラスシジミ				希少		C	B	
38				カラスシジミ				希少		C	C	
39				クロシジミ				希少	EN	A	A	
40				ミヤマシジミ					EN	A	DD	
41				ムモンアカシジミ				希少		C	A	
42				フジミドリシジミ						要		
43				ウラミスジシジミ				希少		要	C	
44				ヤマトシジミ					NT			
45				タテハチョウ科	ウラギンスジヒョウモン	ウラギンスジヒョウモン			希少	VU	A	A
46						オオヒカゲ					要	
47						オオムラサキ					NT	要

表 3. 1-35(2) 重要な昆虫類

No.	目名	科名	種名*1	選定基準*2							
				I	II	III	IV	V	VI	VII	
48	チョウ目 (鱗翅目)	シロチョウ科	ツマグロキチョウ				希少	EN	要	B	
49			ヒメシロチョウ					EN	絶滅	絶滅	
50		シャクガ科	タケウチエダシャク				希少		A	A	
51			キジマソトグロナミシャク						B	B	
52			タテスジナミシャク						C	要	
53			オビコバナナミシャク						C		
54			クロヤエナミシャク						B	B	
55			ヤママユガ科	オナガミズアオ					NT	要	要
56		シャチホコガ科	ネスジシャチホコ				希少		C	要	
57			ハネブサシャチホコ						要	要	
58		ヤガ科	コシロシタバ						NT	C	C
59			ヨシノキシタバ							要	要
60			エゾベニシタバ							要	要
61			フシキキシタバ							要	要
62			ヤマトギンガ					希少		要	C
63			エゾスジヨトウ						VU	B	
64			キシタアツバ						NT	要	要
65			ナマリキリガ							B	
66	タカオキリガ								要	要	
67	ヨシヨトウ						希少		C	C	
68	コブガ科	オレクギリガ							C		
69	ハエ目 (双翅目)	ハルカ科	ハマダラハルカ					DD	要	DD	
70		シギアブ科	ベッコウタマユラアブ						DD	DD	
71		クサアブ科	ネグロクサアブ					DD	要	DD	
72		ミズアブ科	コガタノミズアブ							要	
73			コガタミズアブ								DD
74	コウチュウ目 (鞘翅目)	オサムシ科	セアカオサムシ					NT	要	DD	
75			カタアカアトキリゴミムシ						C	DD	
76			モムラオオズナガゴミムシ						DD	要	
77			オンダメクラチビゴミムシ							要	要
78		ハンミョウ科	アイヌハンミョウ					NT	C	DD	
79		ゲンゴロウ科	クロゲンゴロウ					NT	要	DD	
80			ヒラサワツブゲンゴロウ						DD	DD	
81			キベリマメゲンゴロウ					NT	要	DD	
82		ミズスマシ科	コミズスマシ					EN	A	DD	
83			ミズスマシ				希少	VU	A	B	
84		ホソガムシ科	ヤマトホソガムシ					NT	DD		
85		ガムシ科	チビケシヒラタガムシ							DD	
86			ガムシ					NT	C	DD	
87			シジミガムシ					EN			
88		シデムシ科	ヤマトモンシデムシ					NT	要	DD	
89		クワガタムシ科	オオクワガタ					VU	要		
90			ヒラタクワガタ						C	DD	
91		コガネムシ科	アカマダラコガネ							DD	
92		タマムシ科	フチトリヒメヒラタタマムシ							要	
93			ウバタマムシ							要	
94	アオタマムシ								C		
95	アオマダラタマムシ								要	DD	
96	コメツキムシ科	ツマグロコメツキ							要		
97		ルリツヤハダコメツキ							要	DD	
98		キンムネヒメカネコメツキ							要	DD	
99		ババムナビロコメツキ							要	DD	
100	ホタル科	ゲンジボタル							要	DD	
101		ヘイケボタル							C	DD	

表 3.1-35(3) 重要な昆虫類

No.	目名	科名	種名*1	選定基準*2						
				I	II	III	IV	V	VI	VII
102	コウチュウ目 (鞘翅目)	ナガクチキムシ科	オオナガクチキ						C	
103		カミキリムシ科	ヒラヤマコブハナカミキリ						要	DD
104		ハムシ科	ホソクビナガハムシ						要	DD
105			オオミズクサハムシ						C	
106		オトシブミ科	オオメイクビチョッキリ						要	DD
107		ゾウムシ科	ミヤマハナゾウムシ						要	DD
108			リュイスサルゾウムシ						要	
109			タカハシトゲゾウムシ						要	DD
110			タキザワツツキクイゾウムシ							
111		ハチ目 (膜翅目)	コンボウハバチ科	ホシアシブトハバチ					DD	DD
112	キイロモモトハバチ						希少		B	B
113	ハバチ科		イトウハバチ					NT	B	
114	クキバチ科		キバクキバチ						DD	DD
115	コマユバチ科		ウマノオバチ				希少	NT	C	C
116	セイボウ科		オオセイボウ					DD	DD	DD
117	アリ科		トゲアリ				希少	VU	要	C
118	スズメバチ科		ニッポンホオナガスズメバチ					DD	要	要
119	ギングチバチ科		キュビギングチ				希少	DD	A	A
120			ガロアギングチ					DD	C	
121			カゲロウギングチ				希少		C	C
122	ドロバチモドキ科		コイケアワフキバチ				希少		C	C
123	ヒメハナバチ科		ミカドヒメハナバチ						C	要
124	ミツバチ科		クロマルハナバチ					NT		
125	ハキリバチ科		トモンハナバチ				希少		B	B
合計	9目	56科	125種	-	1種	-	28種	38種	117種	93種

*1. 種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト令和7年度生物リスト」(令和7年国土交通省水情報国土データ管理センター)及び「日本産生物種数調査」(日本分類学会連合、閲覧:令和8年3月)に準拠した。

*2. 重要な種の選定基準は、表 3.1-29 に示した略称を表記している。

⑦貝類

貝類の重要な種は、表 3.1-36 に示すとおりカワシンジュガイ、ヒメカサキビ等を含む2目5科11種である。

表 3.1-36 重要な貝類

No.	目名	科名	種名*1	選定基準*2						
				I	II	III	IV	V	VI	VII
1	イシガイ目	カワシンジュガイ科	カワシンジュガイ		国内			EN	I類	
2	柄眼目	キセルモドキ科	キセルモドキ						準	
3		ベッコウマイマイ科	ニッコウヒラベッコウ					DD	要	
4			ハコネヒメベッコウ					DD	DD	
5			ハクサンベッコウ					DD	DD	
6			キヌツヤベッコウ					DD	DD	
7			オオウエキビ					DD	要	
8			ヒメカサキビ					NT	II類	
9			ナンバンマイマイ科	ウロコビロウドマイマイ					NT	
10		カワナビロウドマイマイ						NT		
11		オナジマイマイ科	カドコオオバツマイマイ					NT	要	
合計	2目	5科	11種	0種	1種	0種	0種	10種	9種	0種

*1. 種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト令和7年度生物リスト」(令和7年国土交通省水情報国土データ管理センター)及び「日本産生物種数調査」(日本分類学会連合、閲覧:令和8年3月)に準拠した。

*2. 重要な種の選定基準は、表 3.1-29 に示した略称を表記している。

⑧その他の節足動物

その他の節足動物の重要な種は、表 3.1-37 に示すとおりキョジンダニ、サワガニ等を含む 4 目 4 科 5 種である。

表 3.1-37 重要なその他の節足動物

No.	目名	科名	種名*1	選定基準*2							
				I	II	III	IV	V	VI	VII	
1	ダニ目	トノサマダニ科	キョジンダニ							要	
2	エビ目	サワガニ科	サワガニ							要	
3	イシムカデ目	イシムカデ科	ナスヒトフシムカデ							要	
4			ニッコウヒトフシムカデ							要	
5	カマアシムシ目	クシカマアシムシ科	シデイカマアシムシ							要	
合計	4 目	4 科	5 種	0 種	0 種	0 種	0 種	0 種	5 種	0 種	

*1. 種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト令和 7 年度生物リスト」（令和 7 年国土交通省水情報国土データ管理センター）及び「日本産生物種数調査」（日本分類学会連合、閲覧：令和 8 年 3 月）に準拠した。

*2. 重要な種の選定基準は、表 3.1-29 に示した略称を表記している。

(3) 動物の注目すべき生息地

動物の注目すべき生息地は、表 3.1-38 に示した選定基準に基づいて選定した。事業実施想定区域及びその周囲における動物の注目すべき生息地は、表 3.1-39 及び図 3.1-16 に示すとおり、日光国立公園の塩原地域や重要里地里山的那須野ヶ原が存在する。また、イヌワシ・クマタカ、ツキノワグマ・カモシカ、マガン、コウモリ類の生息が確認されている。

表 3.1-38 (1) 動物の注目すべき生息地の選定基準

略称	名称	カテゴリー
①	「文化財保護法」 (昭和 25 年法律第 214 号)	特天：特別天然記念物 国天：天然記念物
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」 (平成 4 年法律第 75 号)	生息：生息地等保護区
③	「栃木県文化財保護条例」 (昭和 38 年条例第 20 号) 「那須塩原市文化財保護条例」 (平成 17 年条例第 119 号)	県天：県指定天然記念物 市天：市指定天然記念物
④	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」 (平成 14 年法律第 88 号)	国指定：国指定鳥獣保護区 県指定：県指定鳥獣保護区
⑤	「自然公園法」 (昭和 32 年法律第 161 号) 「自然環境保全法」 (昭和 47 年法律第 85 号) 「栃木県立自然公園条例」 (昭和 33 年栃木県条例第 11 号) 「自然環境の保全及び緑化に関する条例」 (昭和 49 年栃木県条例第 5 号)	国立公園 国定公園 県立自然公園 県自然環境保全地域 県緑地環境保全地域
⑥	「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)」 (昭和 55 年条約第 28 号)に基づく重要な湿地	基準 1：特定の生物地理区内で代表的、希少、または固有の湿地タイプを含む湿地 基準 2：絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地 基準 3：特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地 基準 4：動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地 基準 5：定期的に 2 万羽以上の水鳥を支えている湿地 基準 6：水鳥の 1 種または 1 亜種の個体群の個体数の 1%以上を定期的に支えている湿地 基準 7：固有な魚類の亜種、種、科、魚類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地 基準 8：魚類の食物源、産卵場、稚魚の生息場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地 基準 9：鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の 1%以上を定期的に支えている湿地

表 3.1-38 (2) 動物の注目すべき生息地の選定基準

略称	名称	カテゴリー
⑦	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」 (平成 17 年環境省) に基づく重要度の高い湿地(重要湿地)	<p>基準 1: 湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・砂浜・マングローブ湿地、藻場、サンゴ礁等の生態系のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合</p> <p>基準 2: 希少種、固有種等が生育・生息している場合</p> <p>基準 3: 多様な生物相を有している場合(ただし、外来種を除く)</p> <p>基準 4: 特定の種の個体群のうち、相当な割合の個体数が生育・生息する場合</p> <p>基準 5: 生物の生活史の中で不可欠な地域(採餌場、繁殖場等)である場合</p>
⑧	「生物多様性保全上重要な里地里山」 (平成 27 年環境省)	<p>重要な里地里山</p> <p>基準 1: 多様で優れた二次的自然環境を有する</p> <p>基準 2: 里地里山に特有で多様な野生動植物が生息・生育する</p> <p>基準 3: 生態系ネットワークの形成に寄与する</p>
⑨	「重要野鳥生息地(IBA)」 (平成 27 年日本野鳥の会)	<p>重要野鳥生息地</p> <p>基準 A1: 世界的に絶滅が危惧される種、または全世界で保護の必要がある種が、定期的・恒常的に多数生息している生息地</p> <p>基準 A2: 生息地域限定種(Restricted-rangespecies)が相当数生息するか、生息している可能性がある生息地</p> <p>基準 A3: ある 1 種の鳥類の分布域すべてもしくは大半が 1 つのバイオームに含まれている場合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が混在して生息する生息地、もしくはその可能性がある生息地</p> <p>基準 A4i: 群れを作る水鳥の生物地理的個体群の 1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト</p> <p>基準 A4ii: 群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体数の 1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト</p> <p>基準 A4iii: 1 種以上で 2 万羽以上の水鳥、または 1 万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト。</p> <p>基準 A4iv: 渡りの隘路にあたる場所で、定められた閾値を超える渡り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト</p>
⑩	「生物多様性保全の鍵になる重要な地域(KBA)」 (コンサベーション・インターナショナル・ジャパン)	<p>保護地域</p> <p>危機性: IUCN のレッドリストの地域絶滅危惧種(CR、EN、VU)に分類された種が生息/生育する</p> <p>非代替性:</p> <p>a) 限られた範囲にのみ分布している種(RR)</p> <p>b) 広い範囲に分布するが特定の場所に集中している種</p> <p>c) 世界的にみて個体が一時的に集中する重要な場所</p> <p>d) 世界的にみて顕著な個体の繁殖地</p> <p>e) バイオリージョンに限定される種群</p>
⑪	「平成 30 年度(2018 年度)中大型哺乳類分布調査調査報告書クマ類(ヒグマ・ツキノワグマ)・カモシカ」 (平成 30 年環境省)	生息確認

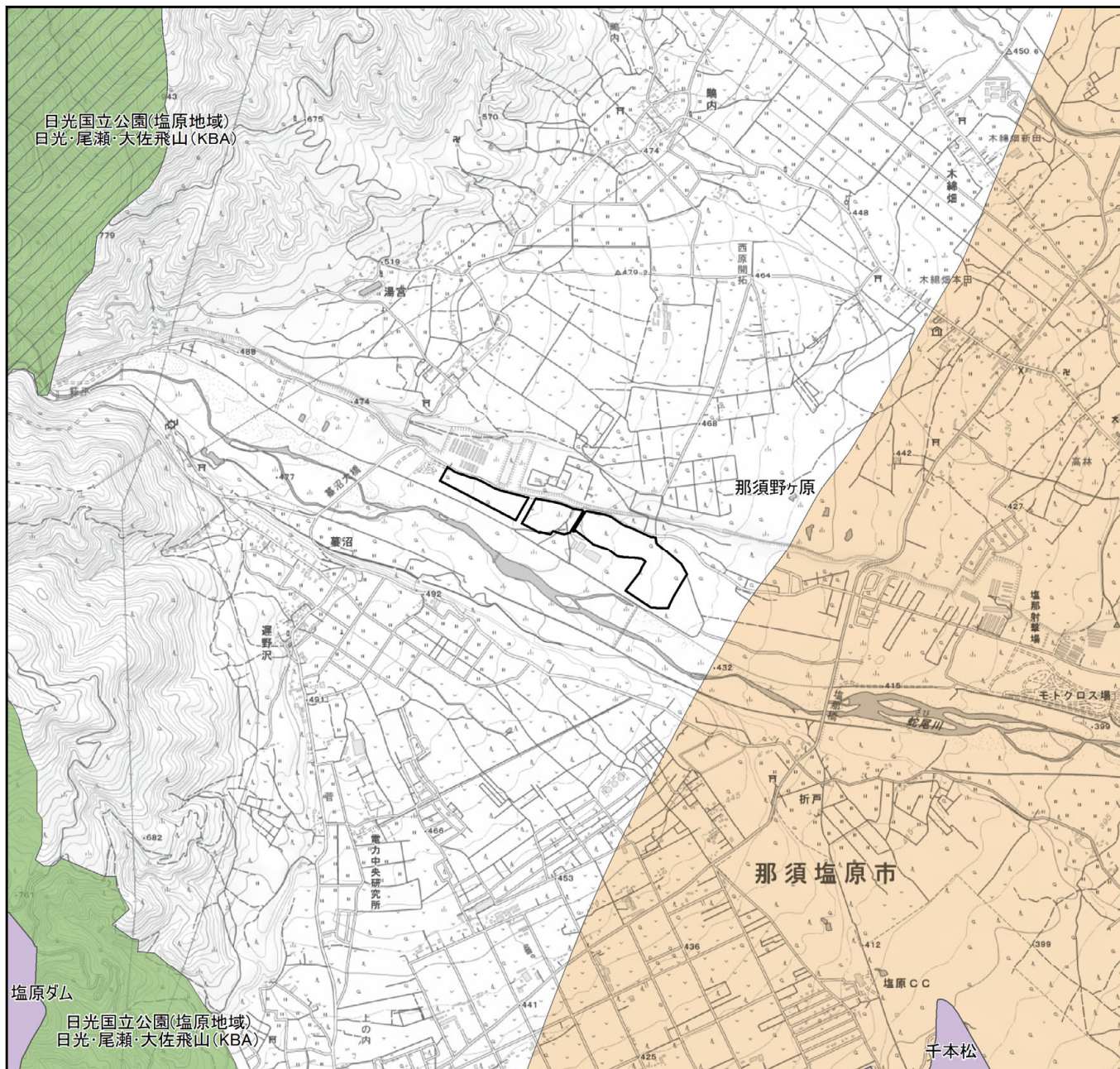
表 3.1-38 (3) 動物の注目すべき生息地の選定基準

略称	名称	カテゴリー
⑫	「希少猛禽類調査（イヌワシ・クマタカ）の結果について」 （平成 16 年環境省）	生息確認 生息推定 一時滞在
⑬	「ガンカモ類の生息調査（第 37 回 2006 年 1 月一斉調査）」 （平成 17 年環境省）	渡り鳥生息地 渡り期 越冬地
⑭	「環境アセスメントデータベース EADAS コウモリ生息情報」 （環境省 HP、閲覧：令和 8 年 3 月）	生息情報

表 3.1-39 動物の注目すべき生息地

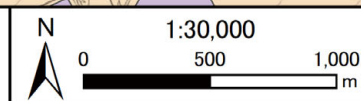
No.	名称	選定基準*1												
		①	②	④	⑤	⑧	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭			
1	日光国立公園 （塩原地域）				国立公園									
2	日光・尾瀬・大佐飛山						保護地域							
3	塩原ダム			鳥獣保護区										
4	千本松			鳥獣保護区										
5	那須野ヶ原					重要里地 里山								
6	イヌワシ	国天	国内								一時滞在			
7	クマタカ		国内								生息確認			
8	ツキノワグマ									生息情報				
9	カモシカ	特天								生息情報				
10	マガン	国天										越冬地		
11	コキクガシラコウモリ													生息情報
12	キクガシラコウモリ													生息情報
13	モモジロコウモリ													生息情報

*1. 動物の注目すべき生息地の選定基準は、表 3.1-38 に示した略称を表記している。



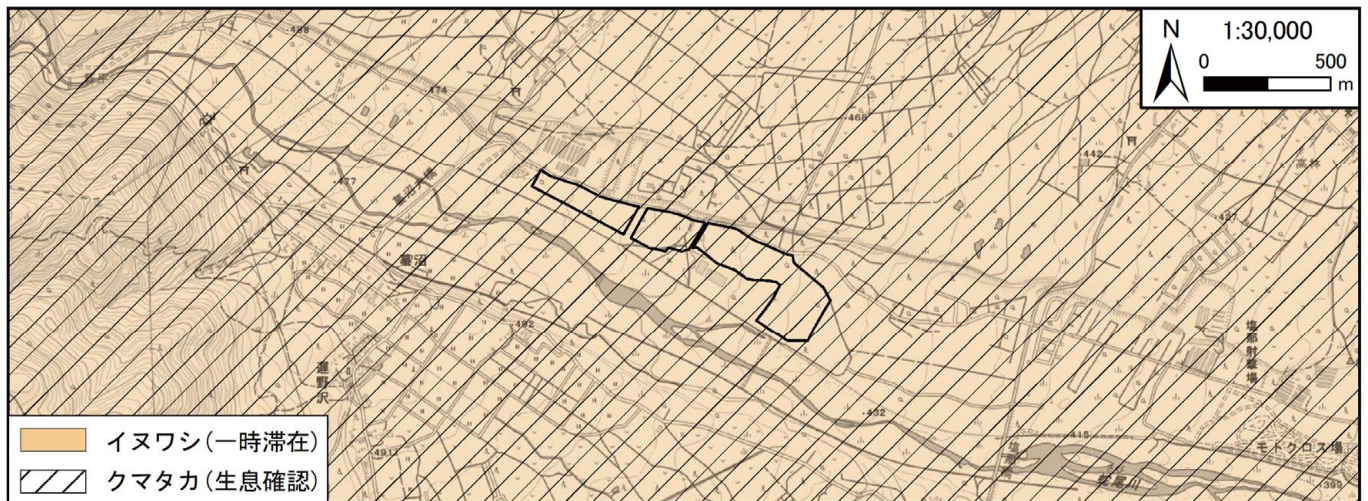
凡例

- 事業実施想定区域
- 国立公園 第3種特別地域
- 国立公園 普通地域、KBA保護地域
- 鳥獣保護区
- 重要里地里山



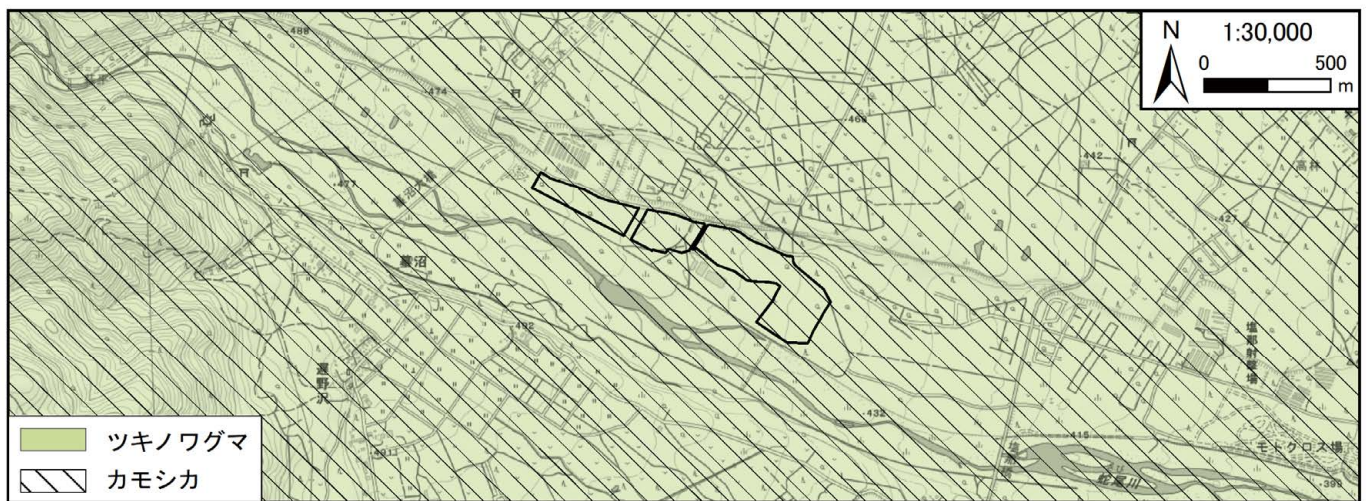
出典：「国土数値情報 自然公園地域データ」（国土交通省 HP）、
 「栃木県鳥獣保護区等位置図(令和6(2024)年度)」（令和6年11月1日現在、栃木県）、
 「生物多様性保全の鍵になる重要な地域(KBA)」（コンサベーション・インターナショナル・ジャパン）、
 「日本の典型地形ウェブサイト」（国土地理院 HP）（閲覧：令和8年3月）より作成

図 3.1-16(1) 動物の注目すべき生息地（指定地域等）



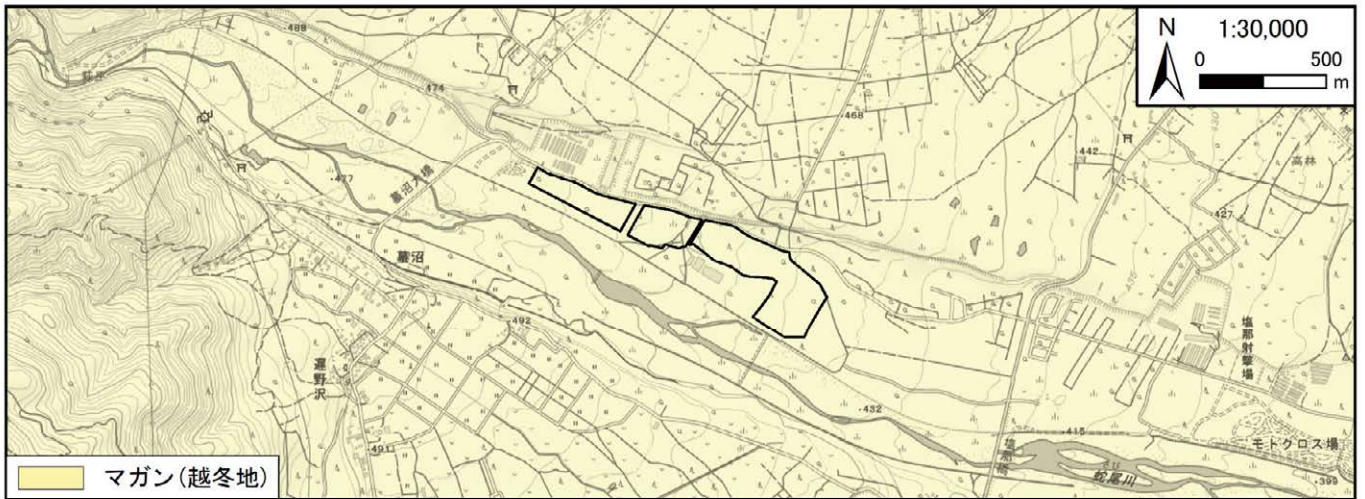
出典：「希少猛禽類調査（イヌワシ・クマタカ）の結果について」（平成 16 年 環境省）より作成

図 3.1-16(2) 動物の注目すべき生息地（イヌワシ・クマタカ）



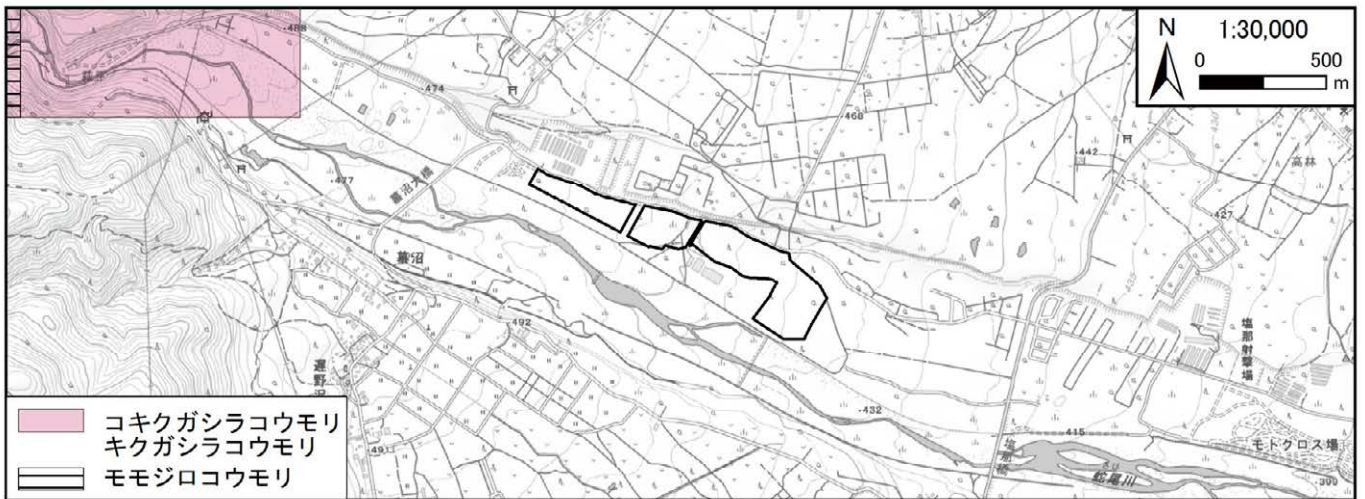
出典：「平成 30 年度（2018 年度）中大型哺乳類分布調査 調査報告書 クマ類（ヒグマ・ツキノワグマ）・カモシカ」（平成 30 年 環境省）より作成

図 3.1-16(3) 動物の注目すべき生息地（ツキノワグマ・カモシカ）



出典：「ガンカモ類の生息調査(第37回 2006年1月一斉調査)」(平成17年 環境省)より作成

図 3.1-16(4) 動物の注目すべき生息地(マガン)



出典：「環境アセスメントデータベース EADAS コウモリ生息情報」(環境省 HP、閲覧:令和8年3月)より作成

図 3.1-16(5) 動物の注目すべき生息地(コウモリ類)

2) 植物の生育の状況

植物の生育状況を把握するに当たり、収集した文献その他の資料を表 3.1-40 に示す。

調査対象範囲は、事業実施想定区域及びその周囲を含む那須塩原市を対象とし、資料ごとに設定した。

表 3.1-40 収集した文献資料一覧

文献番号	文献名	植物相	植物群落	巨樹・巨木
1	「環境省生物多様性情報システム J-IBIS_絶滅危惧種分布情報公開ページ(平成 19 年レッドリスト選定時データ)」 (環境省 HP、閲覧:令和 8 年 3 月)	○		
2	「環境省生物多様性センター自然環境情報 GIS 提供システム (第 2 回、第 3 回、第 5 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査)」 (環境省 HP、閲覧:令和 8 年 3 月)		○	
3	「環境省生物多様性センター自然環境情報 GIS 提供システム (第 4 回、第 6 回巨樹・巨木林調査)」 (環境省 HP、閲覧:令和 8 年 3 月)			○
4	「レッドデータとちぎ WEB」 (栃木県 HP、閲覧:令和 8 年 3 月)	○	○	
5	「那須塩原市動植物実態調査報告書(西那須野地区・塩原地区)」 (平成 22 年(2010 年)3 月、那須塩原市動植物調査研究会(那須塩原市))	○	○	
6	「第 2 期ごみ処理施設建設に伴う環境影響調査報告書」 (平成 18 年 2 月、那須地区広域行政事務組合)	○	○	

(1) 植物相の状況

事業実施想定区域及びその周囲において、表 3.1-40 に示す文献等から確認された植物相の概況を表 3.1-41 に示す。

文献等による植物相は、シダ植物、種子植物、蘚苔類、藻類、地衣類、菌類の 62 目 153 科 1,089 種が確認された。

なお、文献等による確認種一覧は資料編に示す。

表 3.1-41 文献等による植物相の概況

分類	確認種数	主な確認種
シダ植物	6 目 14 科 75 種	ホソバトウゲシバ、イワヒバ、トクサ、オオハナワラビ、ゼンマイ、ワラビ、イノモトソウ、トラノオシダ、ヒメシダ、クサソテツ、シシガシラ、オシダ、ノキシノブ等
種子植物	8 目 10 科 26 種	モミ、カラマツ、アカマツ、チョウセンゴヨウ、クロマツ、ヒノキ、サワラ、スギ、アスナロ、カヤ、マツブサ、ヒトリシズカ、フタリシズカ、ドクダミ、ヒメカンアオイ、ウスバサイシン、ユリノキ、コブシ、キタコブシ、ホオノキ、ヤマコウバシ、アブラチャン、オオバクロモジ、クロモジ、シロダモ
単子葉類	9 目 23 科 274 種	ウキクサ、オモダカ、ヒルムシロ、ノギラン、ヤマノイモ、エンレイソウ、チゴユリ、サルトリイバラ、ギンラン、キショウブ、ゼンテイカ、ヒメニラ、アマドコロ、シユロ、ツユクサ、ミョウガ、ガマ、イグサ、カワラスゲ、チガヤ等
真正双子葉類	30 目 97 科 702 種	フサザクラ、クサノオウ、アケビ、ナンテン、ボタンヅル、アワブキ、ヤマシャクヤク、オオバマンサク、カツラ、ユズリハ、ヤシヤビシャク、ネコノメソウ、キリンソウ、アリノトウグサ、ヤマブドウ、ハリエンジュ、ヒメハギ、アキグミ、クロウメモドキ、オヒョウ、エゾエノキ、ヤマグワ、トキホコリ、イワキンバイ、ミズナラ、オニグルミ、ハンノキ、ドクウツギ、カラスウリ、ニシキギ、カタバミ、タカトウダイ、コミカンソウ、ネコヤナギ、タチツボスミレ、キバナノマツバニンジン、オトギリソウ、ゲンノショウコ、キカシグサ、アカバナ、ミツバウツギ、キブシヤマウルシ、オニイタヤ、キハダ、ニガキ、シナノキ、ナズナ、ヤドリギ、イタドリ、ツメクサ、アカザ、ヨウシュヤマゴボウ、ザクロソウ、スベリヒユ、ミズキ、ヤマアジサイ、ツリフネソウ、ヒサカキ、カキノキ、サクラソウ、ヤブツバキ、サワフタギ、オオイワウチワ、エゴノキ、マタタビ、リョウブ、ヤマツツジ、アオキ、リンドウ、ガガイモ、ヒルガオ、ホオズキ、アオダモ、イワタバコ、オオバコ、ゴマノハグサ、アゼナ、アオジソ、ムラサキサギゴケ、ハエドクソウ、キリ、ナンバンギセル、キツネノマゴ、モチノキ、ヨモギ、タラノキ、ミツバ、ガマズミ、スイカズラ等
蘚苔類	3 目 3 科 5 種	ウキゴケ、イチョウウキゴケ、ジョウレンホウオウゴケ、テツカチョウチンゴケ、ミヤジマヒメゴヘイゴケ
藻類	3 目 3 科 4 種	シヤジクモ、ニッポンフラスコモ、タンスイベニマダラ、ヒナフラスコモ
地衣類	1 目 1 科 1 種	サルオガセ属
菌類	2 目 2 科 2 種	アカヒトデタケ、シロタモギタケ
合計		62 目 153 科 1,089 種

(2) 植物の重要な種

植物の重要な種は、既存文献より生育が確認された種のうち、表 3.1-42 に示す基準に該当するものを選定した。

表 3.1-42 植物の重要な種の選定基準

略称	名称	カテゴリー
I	「文化財保護法」 (昭和 25 年法律第 214 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特天：特別天然記念物 ・ 国天：天然記念物
II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」 (平成 4 年法律第 75 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内：国内希少野生動植物 ・ 国際：国際希少野生動植物
III	「栃木県文化財保護条例」 (昭和 38 年条例第 20 号) 「那須塩原市文化財保護条例」 (平成 17 年条例第 119 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県天：県指定天然記念物 ・ 市天：市指定天然記念物
IV	「那須塩原市希少野生動植物種の保護に関する条例」 (平成 24 年条例第 6 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 希少：那須塩原市希少野生動植物
V	「環境省第 5 次レッドリスト(植物・菌類)」 (令和 7 年環境省)	<ul style="list-style-type: none"> ・ EX：絶滅 ・ EW：野生絶滅 ・ CR+EN：絶滅危惧 I 類 ・ CR：絶滅危惧 I A 類 ・ EN：絶滅危惧 I B 類 ・ VU：絶滅危惧 II 類 ・ NT：準絶滅危惧 ・ DD：情報不足 ・ LP：絶滅のおそれのある地域個体群
VI	「栃木県版レッドリスト(第 4 次/2023 年版)」 (令和 5 年栃木県)	<ul style="list-style-type: none"> ・ EX：絶滅 ・ A：絶滅危惧 I 類 ・ B：絶滅危惧 II 類 ・ C：準絶滅危惧 ・ DD：情報不足 ・ LP：絶滅のおそれのある地域個体群 ・ 要：要注目
VII	「那須塩原市レッドリスト 2023」 (令和 5 年那須塩原市)	<ul style="list-style-type: none"> ・ EX：絶滅 ・ A：絶滅危惧 I 類 ・ B：絶滅危惧 II 類 ・ C：準絶滅危惧 ・ DD：情報不足 ・ LP：絶滅のおそれのある地域個体群 ・ 要：要注目

①植物の重要な種

植物の重要な種は、表 3.1-43 に示すとおりトケイランやヤマシャクヤク、シャジクモ等を含む 27 目 44 科 83 種である。

表 3.1-43(1) 重要な植物

No.	目名	科名	種名*1	選定基準*2								
				I	II	III	IV	V	VI	VII		
1	イワヒバ目	イワヒバ科	イワヒバ				希少		要	C		
2	ウラボシ目	イノモトソウ科	ハコネシダ				希少			C		
3		チャセンシダ科	クモノスシダ				希少			C		
4		ヒメシダ科	コハシゴシダ						A			
5		オシダ科	イワヘゴ				希少			B		
6		ウラボシ科	オオクボシダ						B			
7		オモダカ目	サトイモ科	ヒメザゼンソウ				希少		C	B	
8	ヒルムシロ科		イトモ				希少	NT	DD	B		
9			イヌイトモ					CR	DD			
10	ユリ目	ユリ科	ヒメアマナ				希少	EN	A	A		
11			キバナノアマナ				希少		C	C		
12			ホソバナノアマナ				希少		B	C		
13	クサスギカズラ目	ラン科	エビネ				希少	NT	B	B		
14			キンセイラン				希少	VU	B	A		
15			ギンラン				希少		C	C		
16			キンラン				希少	NT	C	B		
17			ユウシュンラン				希少	NT	B	B		
18			トケンラン				希少	VU	A	B		
19			コアツモリソウ				希少	NT	B	A		
20			モミラン				希少	VU	B	A		
21			シロテンマ				希少	EN	B	B		
22			ベニシュスラン				希少		B	B		
23			アケボノシュスラン				希少		C	C		
24			シュスラン				希少		B	B		
25			ハクウンラン				希少		C	B		
26			エンシュウムヨウラン						C	C		
27			ジガバチソウ				希少		C	C		
28			ムカゴサイシン				希少	NT	C	A		
29			コケイラン				希少		C	B		
30			ツレサギソウ						A	A		
31			ヤマトキソウ				希少		B	B		
32			カヤラン				希少			B		
33			アヤメ科	ヒオウギ				希少		A	C	
34			ヒガンバナ科	ステゴビル					VU	A		
35			クサスギカズラ科	キジカクシ				希少		C	C	
36				イワギボウシ				希少			B	
37				キチジョウソウ							C	
38			イネ目	カヤツリグサ科	クロヒナスゲ						要	要
39				イネ科	ササクサ				希少			C
40					ヒゲシバ				希少		C	C
41			キンポウゲ目	キンポウゲ科	フクジュソウ				希少		B	B
42					セツブンソウ				希少	NT	B	B
43	オキナグサ						希少	NT	B	A		
44	オオウマノアシガタ						希少		B	B		
45	ユキノシタ目	ボタン科	ヤマシャクヤク				希少	NT	A	B		
46		スグリ科	ヤシャビシヤク				希少	NT	C	B		

表 3.1-43(2) 重要な植物

No.	目名	科名	種名*1	選定基準*2							
				I	II	III	IV	V	VI	VII	
47	ユキノシタ目	ベンケイソウ科	チチツパベンケイソウ						C		
48	バラ目	クロウメモドキ科	ケンポナシ							C	
49		イラクサ科	トキホコリ				希少	NT	要	B	
50	キントラノオ目	トウダイグサ科	センダイタイゲキ				希少	NT	B	C	
51		スマレ科	ヒゴスミレ						C		
52	フトモモ目	アカバナ科	ウスゲチョウジタデ					NT	要		
53	ナデシコ目	タデ科	シラカワタデ				希少		C	B	
54		ナデシコ科	カワラナデシコ				希少			C	
55		ヒユ科	カワラアカザ				希少			B	
56	ツツジ目	サクラソウ科	サクラソウ				希少	NT	B	B	
57	ナス目	ナス科	アオホオズキ				希少	VU	B	B	
58	ムラサキ目	ムラサキ科	サウルリソウ				希少		B	B	
59	シソ目	オオバコ科	サワトウガラシ				希少			C	
60			クガイソウ				希少			A	
61		ゴマノハグサ科	ゴマノハグサ					NT	B		
62		シソ科	ジュウニヒトエ						C		
63			ツルカコソウ					VU	B		
64	キク目	キク科	カワラノギク					EN	B		
65			シモツケアザミ						C		
66			カワラニガナ					NT	要	要	
67			ミチノクヤマタバコ					希少		B	B
68			オオニガナ					希少		B	A
69			カントウタンポポ					希少			C
70			コウリンカ						VU	B	
71	マツムシソウ目	スイカズラ科	ナベナ				希少		C	B	
72	ゼニゴケ目	ウキゴケ科	ウキゴケ						DD		
73			イチョウウキゴケ					NT	要		
74			ジョウレンホウオウゴケ					VU	C		
75	マゴケ目	チョウチンゴケ科	テヅカチョウチンゴケ					DD	A		
76	ウロコゴケ目	クサリゴケ科	ミヤジマヒメゴヘイゴケ						DD		
77	ホウオウゴケ目	ホウオウゴケ科	シャジクモ					VU	A		
78	シャジクモ目	シャジクモ科	ニッポンフラスコモ					CR	C		
79			ヒナフラスコモ					CR	A		
80	ベニマダラ目	ベニマダラ科	タンスイベニマダラ					DD	要		
81	チャシブゴケ目	ウメノキゴケ科	サルオガセ属						C		
82	スッポンタケ目	スッポンタケ科	アカヒトデタケ						要		
83	ハラタケ目	シメジ科	シロタモギタケ					DD	DD		
合計	27 目	44 科	83 種	0 種	0 種	0 種	52 種	35 種	70 種	58 種	

*1. 種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト令和7年度生物リスト」（令和7年国土交通省水情報国土データ管理センター）及び「日本産生物種数調査」（日本分類学会連合、閲覧：令和8年3月）に準拠した。

*2. 重要な種の選定基準は、表3.1-42に示した略称を表記している。

(3) 植生及び植物の注目すべき生育地

① 植生

事業実施想定区域及びその周囲の植生区分及び植生自然度は表 3. 1-44 及び表 3. 1-45 に、現存植生図は図 3. 1-17 に、植生自然度は図 3. 1-18 に示すとおりである。

事業実施想定区域の植生区分は、北西側がクサギ-アカメガシワ群落、クリ-コナラ群落、ヤマツツジ-アカマツ群落が分布し、南東側はスギ・ヒノキ・サワラ植林が広く分布している。事業実施想定区域の南側の蛇尾川周辺には、植生自然度が高い河辺アカマツ群落、ヤナギ高木群落、ヤナギ低木群落の河畔林となっている。

表 3. 1-44 植生自然度区分基準

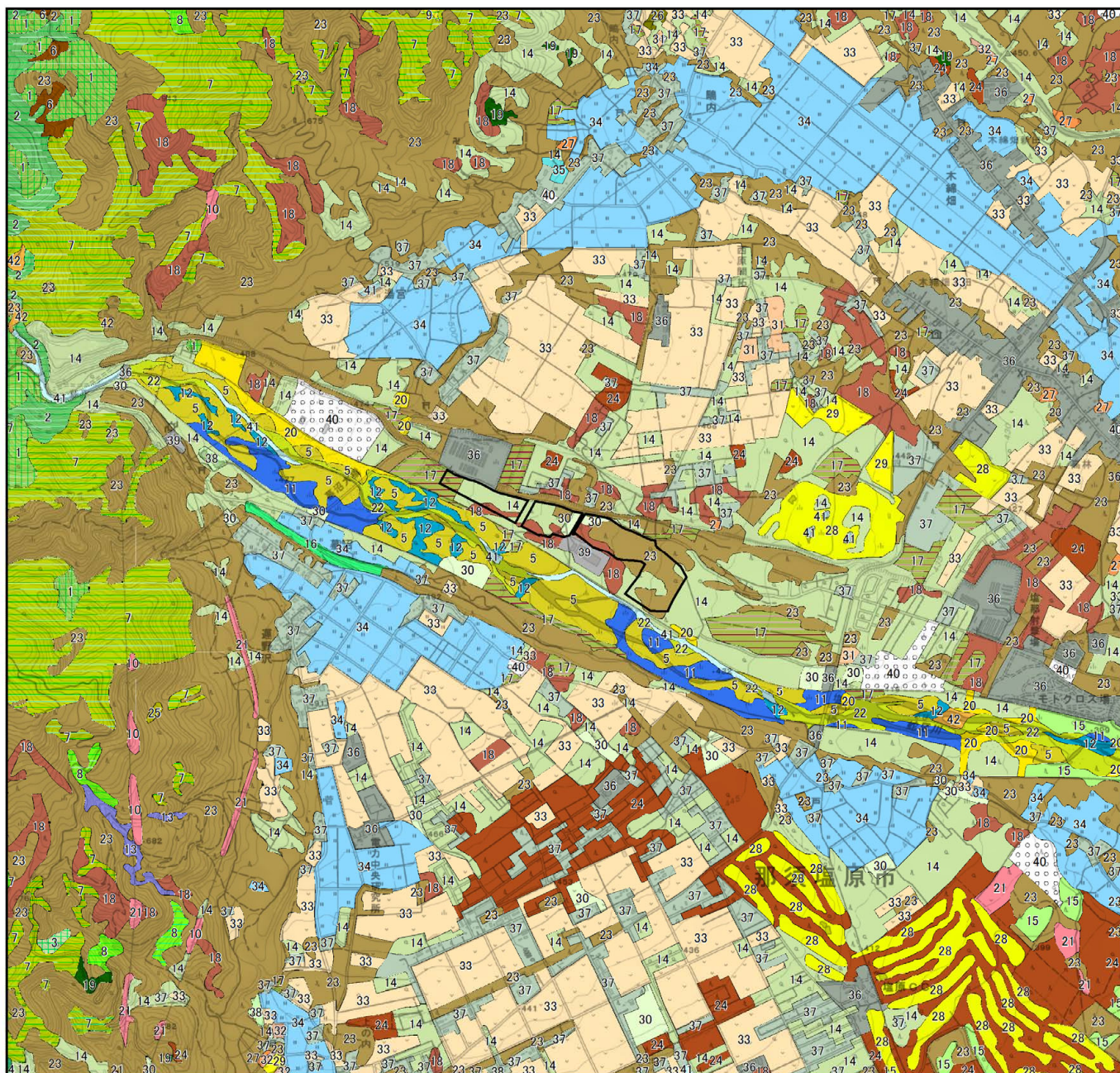
植生自然度	区分基準	植生
10	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区	カワラハハコ-ヨモギ群団
9	エゾマツ-トドマツ群落、ブナ群落等、自然植生のうち低木林、高木林の植物社会を形成する地区	アブラツツジ-イヌブナ群落 イヌシデ-アカシデ群落 クリ-コナラ群落（自然林） オオモミジ-ケヤキ群落 河辺アカマツ群落 岩角地・風衝地低木群落 ヤナギ高木群落（V） ヤナギ低木群落（VI） タマアジサイ-フサザクラ群落 クリ-コナラ群落
8	ブナ-ミズナラ群落、シイ・カシ二次林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区	-
7	クリ-ミズナラ群落、コナラ群落等、繰り返し伐採されている一般に二次林と呼ばれている代償植生地区	フクオウソウ-ミズナラ群落 アカシデ-イヌシデ群落（V） クヌギ-コナラ群落 ケヤキ群落（VII） ヤマツツジ-アカマツ群落
6	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地、アカメガシワ等の低木林	クリ-コナラ群落 クサギ-アカメガシワ群落 スギ・ヒノキ・サワラ植林 アカマツ植林 カラマツ植林 その他植林（落葉広葉樹）
5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原、伝統的な管理を受けて持続している構成種の多い草原	ススキ群団（V） モミ群落（VII） ススキ群団（VII）
4	シバ群落等の背丈の低い草原、伐採直後の草原、路傍・空地雑草群落、放棄畑雑草群落	伐採跡地群落（V） 伐採跡地群落（VII） 路傍・空地雑草群落 放棄畑雑草群落 畑雑草群落 水田雑草群落 放棄水田雑草群落
3	竹林、外来種の植林・二次林・低木林、果樹園、茶畑、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等	竹林 果樹園
2	外来種の草原、畑、水田等の耕作地、緑の多い住宅地	ゴルフ場・芝地 牧草地 緑の多い住宅地
1	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区	市街地 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等 工場地帯 造成地

出典：「1/2.5万植生図の新たな植生自然度について」（平成28年3月、生物多様性センター）

表 3.1-45 現存植生の植生区分及び植生自然度

No.	植生区分	植生区分	植生自然度
1	ブナクラス域自然植生	アブラツツジ-イヌブナ群集	9
2		イヌシデ-アカシデ群落	9
3		クリ-コナラ群集 (自然林)	9
4		オオモミジ-ケヤキ群集	9
5		河辺アカマツ群落	9
6		岩角地・風衝地低木群落	9
7		フクオウソウ-ミズナラ群集	7
8		アカシデ-イヌシデ群落 (V)	7
9		ススキ群団 (V)	5
10		伐採跡地群落 (V)	4
11	ヤブツバキクラス域自然植生	ヤナギ高木群落 (VI)	9
12		ヤナギ低木群落 (VI)	9
13		タマアジサイ-フサザクラ群集	9
14		クリ-コナラ群集	7
15		クヌギ-コナラ群集	7
16		ケヤキ群落 (VII)	7
17		クサギ-アカメガシワ群落	6
18		ヤマツツジ-アカマツ群集	7
19		モミ群落 (VII)	5
20		ススキ群団 (VII)	5
21		伐採跡地群落 (VII)	4
22	河辺・湿原・塩沼地・砂丘植生等	カワラハハコ-ヨモギ群団	10
23	植林地、耕作地植生	スギ・ヒノキ・サワラ植林	6
24		アカマツ植林	6
25		カラマツ植林	6
26		その他植林 (落葉広葉樹)	6
27		竹林	3
28		ゴルフ場・芝地	2
29		牧草地	2
30		路傍・空地雑草群落	4
31		放棄畑雑草群落	4
32		果樹園	3
33		畑雑草群落	4
34		水田雑草群落	4
35		放棄水田雑草群落	4
36		その他	市街地
37	緑の多い住宅地		2
38	残存・植栽樹群をもった公園、墓地等		1
39	工場地帯		1
40	造成地		1
41	開放水域		-
42	自然裸地		-

出典：「植生自然度対比表」 (令和7年3月10日、生物多様性センター)

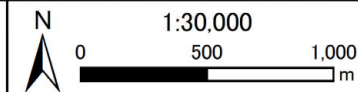


凡例

事業実施想定区域

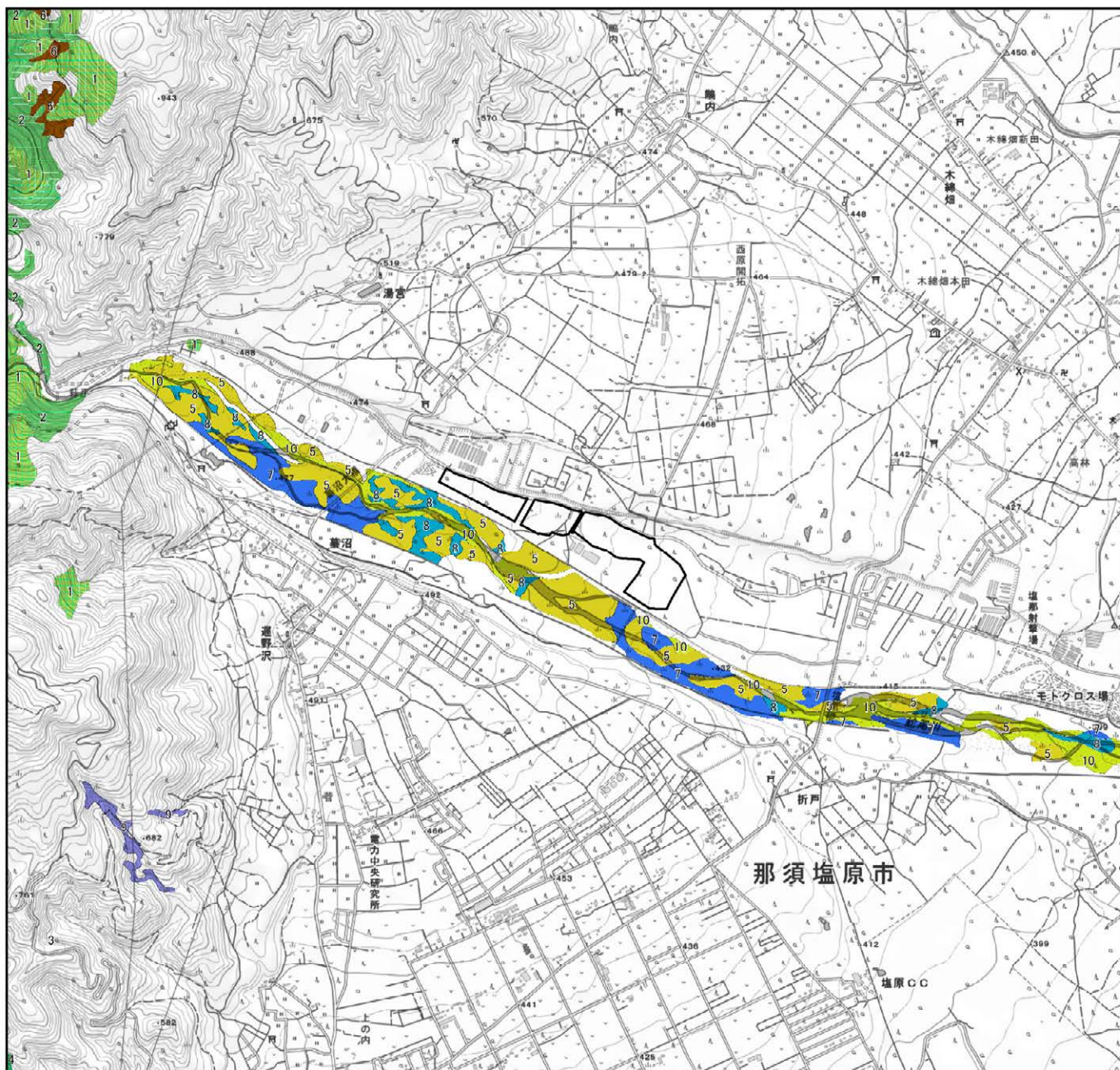
植生図

1 アブラツジーイヌナ群落	12 ヤナギ低木群落(VI)	23 スギ・ヒノキ・サワラ植林	34 水田雑草群落
2 イヌシデーアカシデ群落	13 タマアジサイフサザクラ群落	24 アカマツ植林	35 放棄水田雑草群落
3 クリーコナラ群落(自然林)	14 クリーコナラ群落	25 カラマツ植林	36 市街地
4 オオモミジーケヤキ群落	15 クヌギコナラ群落	26 その他植林(落葉広葉樹)	37 緑の多い住宅地
5 河辺アカマツ群落	16 ケヤキ群落(VII)	27 竹林	38 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
6 岩角地・風衝地低木群落	17 クサギーアカメガシワ群落	28 ゴルフ場・芝地	39 工場地帯
7 フクオウソウミズナラ群落	18 ヤマツツジーアカマツ群落	29 牧草地	40 造成地
8 アカシデーイヌシデ群落(V)	19 モミ群落(VII)	30 路傍・空地雑草群落	41 開放水域
9 ススキ群団(V)	20 ススキ群団(VII)	31 放棄畑雑草群落	42 自然裸地
10 伐採跡地群落(V)	21 伐採跡地群落(VII)	32 果樹園	
11 ヤナギ高木群落(VI)	22 カワラハハコヨモギ群団	33 畑雑草群落	



出典:「自然環境基礎調査(植生調査)」(生物多様性センターHP、閲覧:令和8年3月)より作成

図 3.1-17 現存植生図



凡例

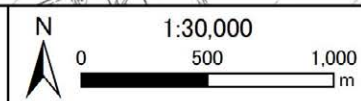
事業実施想定区域

植生自然度9

- 1 アブラツツジーイヌブナ群集
- 2 イヌシデアカシデ群落
- 3 クリーコナラ群集(自然林)
- 4 オオモミジーケヤキ群集
- 5 河辺アカマツ群落
- 6 岩角地・風衝地低木群落
- 7 ヤナギ高木群落(VI)
- 8 ヤナギ低木群落(VI)
- 9 タマアジサイーフサザクラ群集

植生自然度10

- 10 カワラハハコーヨモギ群団



出典:「自然環境基礎調査(植生調査)」(生物多様性センターHP、閲覧:令和8年3月)より作成

図 3.1-18 植生自然度図

②重要な植物群落

事業実施想定区域及びその周囲における特定植物群落は、表 3.1-46 及び図 3.1-19 に示すとおり、「関谷遅沢のクマガイソウ」及び「蛇尾川のカワラニガナ群落」が存在する。

なお、「蛇尾川のカワラニガナ群落」の位置は公表されていない。

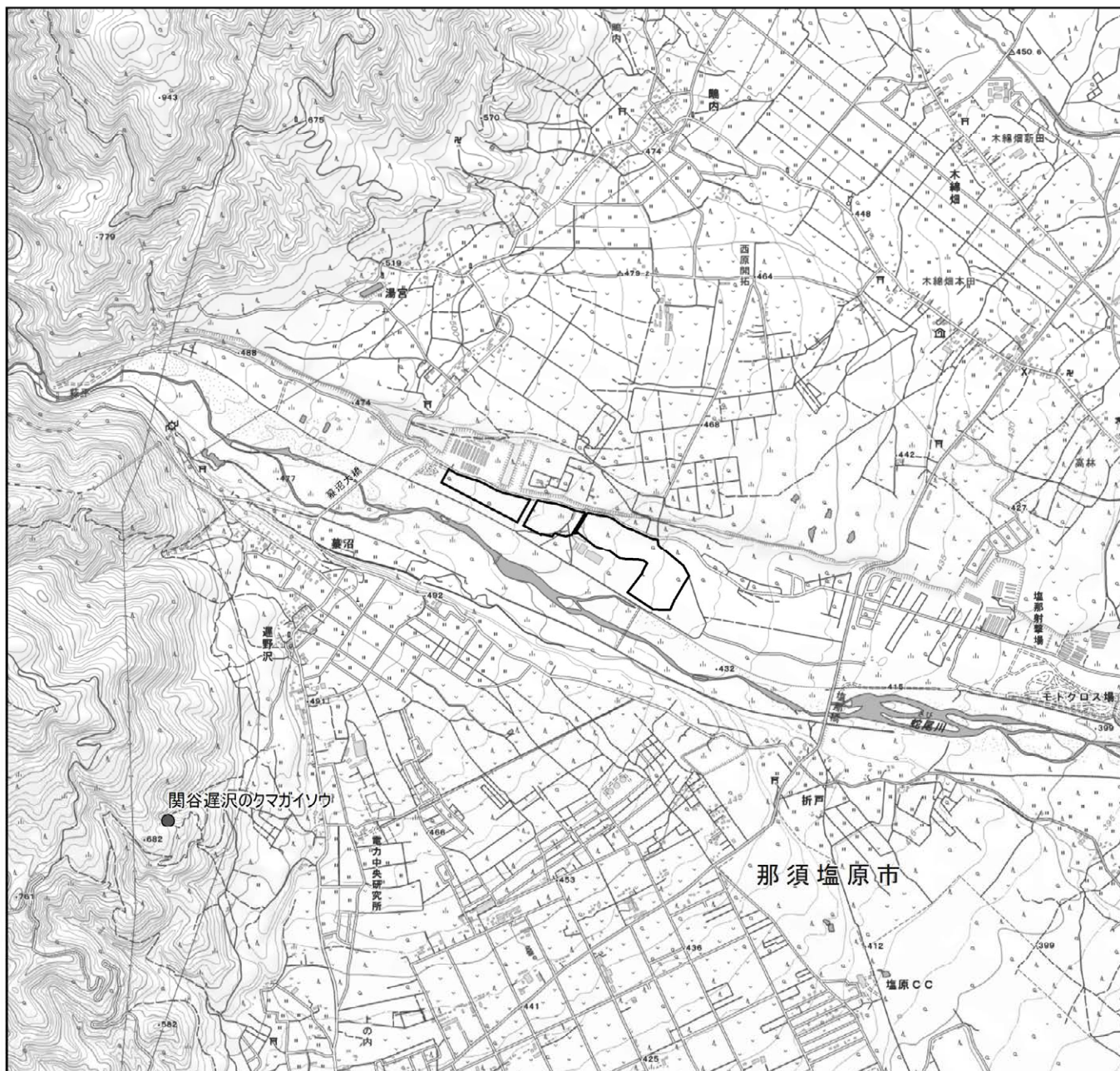
表 3.1-46 重要な植物群落

区分	名称	選定基準
特定植物群落	関谷遅沢のクマガイソウ	乱獲その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群
河川礫原草本群落	蛇尾川のカワラニガナ群落	B:植物群落保護上の重要性が高いもの

出典：「環境省生物多様性センター自然環境情報 GIS 提供システム(第 2 回、第 3 回、第 5 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査)」

(生物多様性センターHP、閲覧:令和 8 年 3 月)

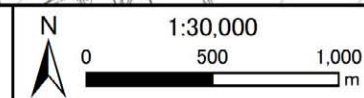
「レッドデータとちぎ WEB」(栃木県 HP、閲覧:令和 8 年 3 月)より作成



凡例

□ 事業実施想定区域

● 特定植物群落



出典：「環境省生物多様性センター 自然環境情報 GIS 提供システム(第2回、第3回、第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査)」(生物多様性センターHP、閲覧:令和8年3月)より作成

図 3.1-19 特定植物群落位置図

③巨樹・巨木林

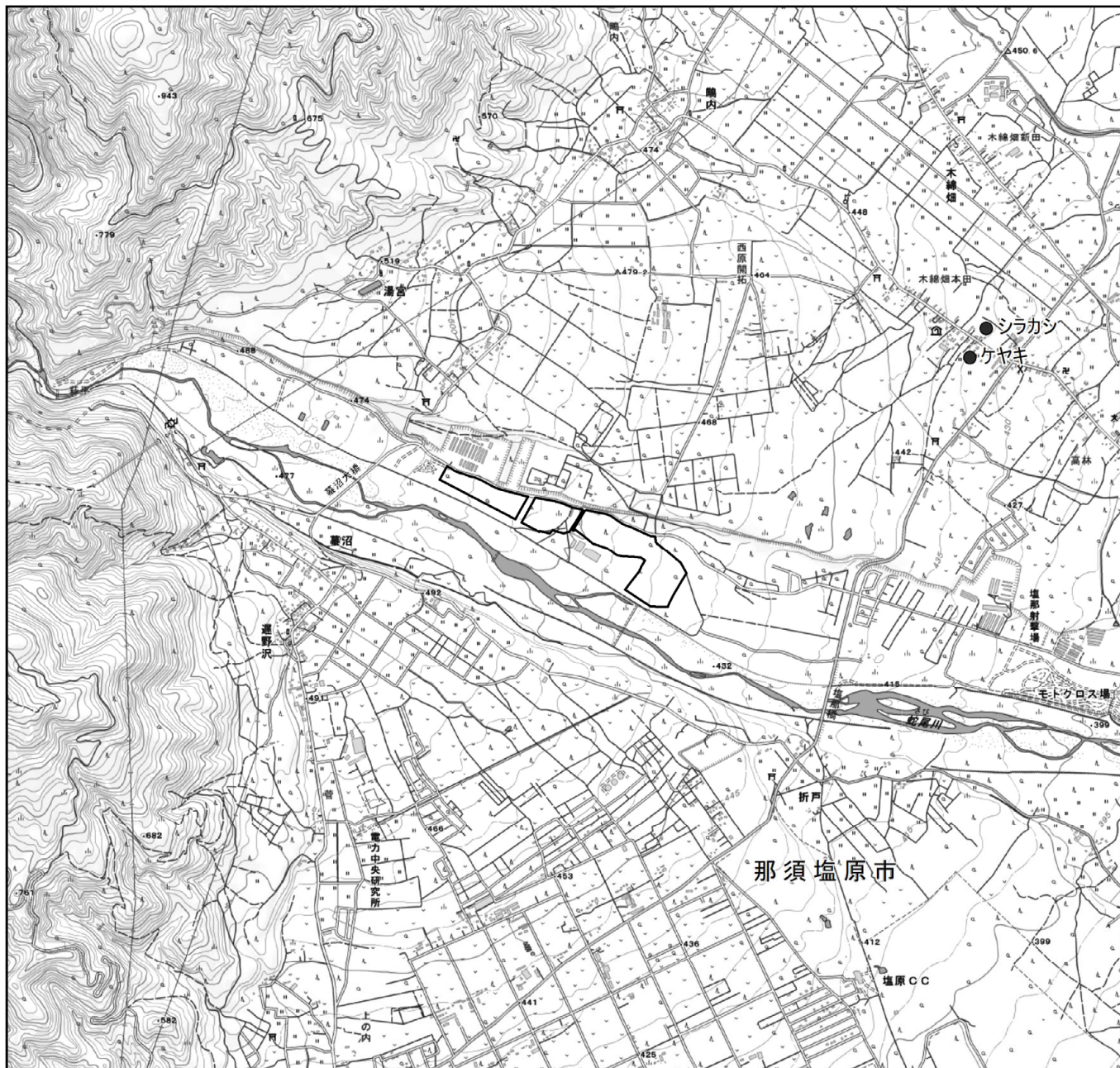
事業実施想定区域及びその周囲における巨樹・巨木林は、表 3.1-47 及び図 3.1-20 に示すとおり、那須塩原市木綿畑の「シラカシ」、「ケヤキ」が存在する。

「シラカシ」は、事業実施想定区域から北東に 1.8km、「ケヤキ」は同じく北東に 1.6km 離れている。

表 3.1-47 巨樹・巨木林

区分	樹種	樹幹	樹高	所在地	事業実施想定区域からの距離
巨樹・巨木林	シラカシ	387cm	30m	那須塩原市木綿畑	1.8km
	ケヤキ	357cm	25m	那須塩原市木綿畑	約 1.6km

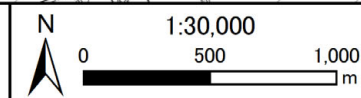
出典：「環境省生物多様性センター自然環境情報 GIS 提供システム(第 4 回、第 6 回巨樹・巨木林調査)」(生物多様性センターHP、閲覧:令和 8 年 3 月)より作成



凡例

□ 事業実施想定区域

● 巨樹・巨木林



出典：「環境省生物多様性センター 自然環境情報 GIS 提供システム(第4回、第6回 巨樹・巨木林調査)」
 (生物多様性センターHP、閲覧:令和7年12月) より作成

図 3.1-20 巨樹・巨木林位置図

3) 生態系の状況

事業実施想定区域から及びその周囲における生態系の状況を把握するため、文献等により確認された動植物及び周囲の環境により、生物とその生息環境の関わり、また、生物相互の関係について食物連鎖模式図を図 3.1-21 に示した。

事業実施想定区域及びその周囲の植生は、コナラ群落やアカマツ群落等による樹林地と、耕作地等の草地からなり、一次消費者はノウサギ、カモシカ等の草食性哺乳類と、バッタ類、チョウ類の草食性昆虫類で構成される。二次消費者は、ニホンリスやネズミ類等の雑食性小型哺乳類とトンボ類等の肉食性昆虫類が位置し、三次消費者は、キジバト、ヒヨドリ等の雑食性鳥類とコウモリ類等の肉食性昆虫類が位置し、三次消費者は、キジバト、ヒヨドリ等の雑食性鳥類、コウモリ類等の肉食性小型哺乳類、蛇類等の肉食性爬虫類、カエル類等の肉食性両生類で構成されている。生態系の上位に位置する高次消費者には、オオタカ、サシバ、ノスリ等の肉食性鳥類(猛禽類)と、タヌキ、ツキノワグマ等の雑食性中型・大型哺乳類があげられる。

また、植生区分をもとに環境特性を「樹林地」「草地」「耕作地」「市街地」「開放水域」に区分した。自然環境の類型区分を表 3.1-48 及び図 3.1-22 に示した。

事業実施想定区域及びその周囲では、西側的那須連山は日光国立公園(塩原地域)を含む山岳部における「樹林地」環境を基盤とした生態系、山岳部の東側に広がる那須野が原の扇状地における「耕作地」、「草地」及び点在する「樹林地」環境の生態系が形成されているものと考えられる。

なお、事業実施想定区域は「樹林地」に占められており、その南側は蛇尾川周辺の河畔林における「樹林地」環境を基盤とした生態系が形成されているものと考えられる。

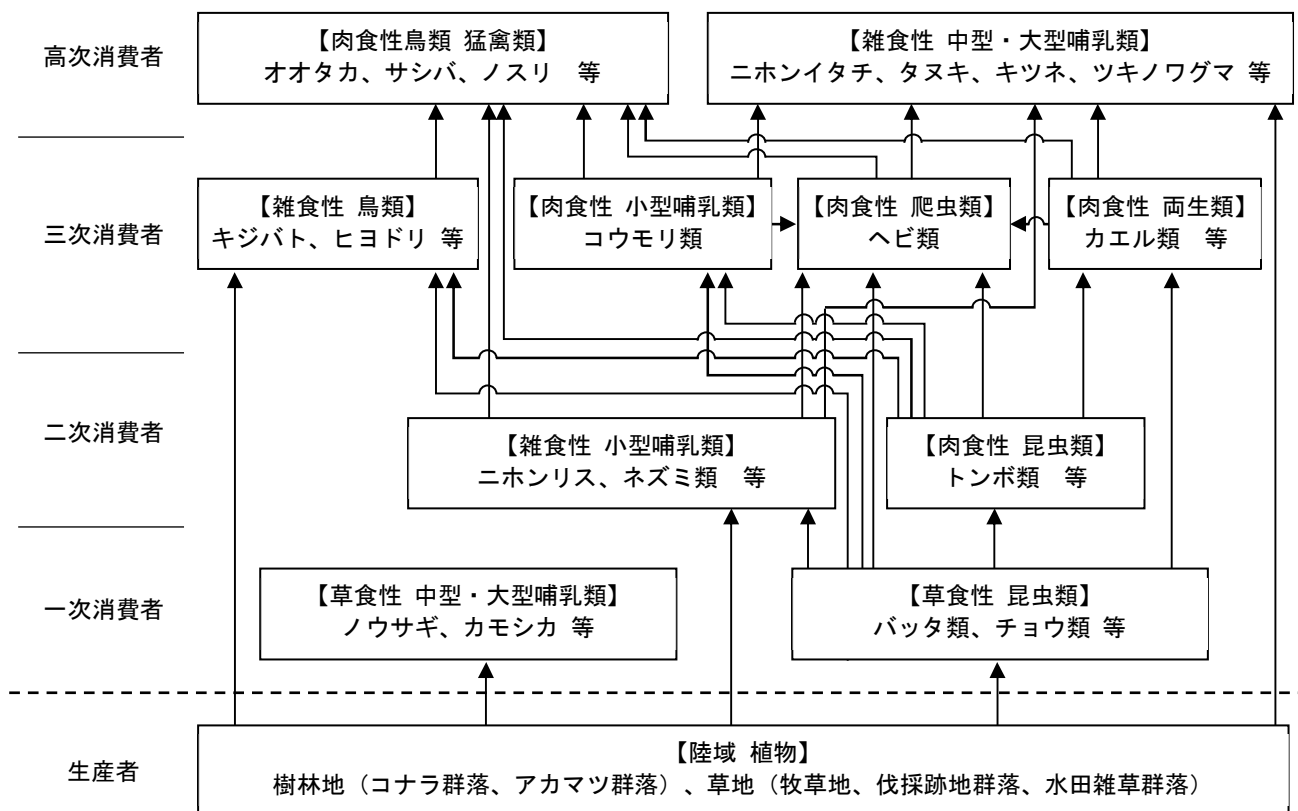
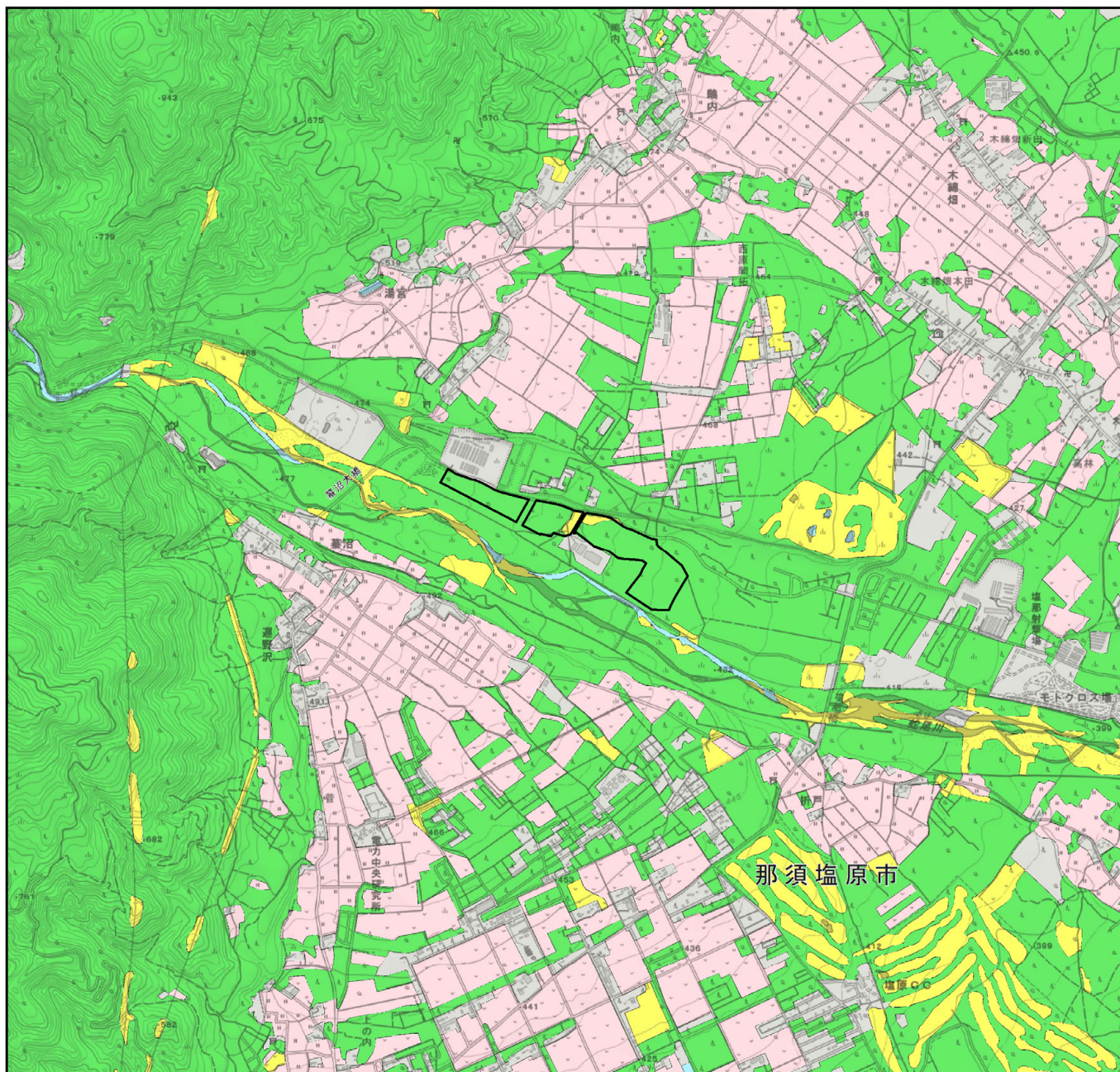


図 3.1-21 食物連鎖模式図

表 3.1-48 自然環境の類型区分

環境類型区分	植生区分
樹林地	アブラツツジ-イヌブナ群集、イヌシデ-アカシデ群落、クリ-コナラ群集(自然林)、オオモミジ-ケヤキ群集、河辺アカマツ群落、岩角地-風衝地低木群落、フクオウソウ-ミズナラ群集、アカシデ-イヌシデ群落(V)、ヤナギ高木群落(V)、ヤナギ低木群落(VI)、タマアジサイ-フサザクラ群集、クリ-コナラ群集、クヌギ-コナラ群集、ケヤキ群落(VII)、クサギ-アカメガシワ群落、ヤマツツジ-アカマツ群集、モミ群落(VII)、スギ・ヒノキ・サワラ植林、アカマツ植林、カラマツ植林、その他植林(落葉広葉樹)、竹林
草地	伐採跡地群落(V)、ゴルフ場・芝地、ススキ群団(V)、ススキ群団(VII)、伐採跡地群落(VII)、カワラハハコ-ヨモギ群団、牧草地、路傍・空地雑草群落、放棄畑雑草群落、放棄水田雑草群落
耕作地	果樹園、畑雑草群落、水田雑草群落
市街地	市街地、緑の多い住宅地、残存・植栽群落をもった公園、墓地等、工場地帯、造成地、自然裸地
開放水域	開放水域

出典：「自然環境保全基礎調査（植生調査）」（生物多様性センターHP、閲覧：令和8年3月）より作成

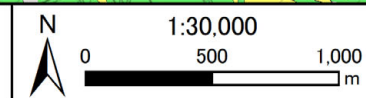


凡例

事業実施想定区域

環境区分図

- 樹林地
- 草地
- 耕作地
- 開放水域
- 市街地



出典：「自然環境基礎調査（植生調査）」（生物多様性センターHP、閲覧：令和8年3月）より作成

図 3.1-22 自然環境の類型区分図

3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

1) 景観資源及び眺望点の状況

(1) 自然的景観資源及び歴史的景観資源の状況

事業実施想定区域及びその周囲における自然的景観資源及び歴史的景観資源の分布は、表 3.1-49 及び図 3.1-23 に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲は、西側的那須連山は日光国立公園（塩原地域）を含む山岳地帯の麓に位置し、東側に広がる那須野が原はゆるやかな丘陵・高原に農地や平地林が広がる扇状地となっている。

自然的景観資源として、事業実施想定区域南側を流れる「大蛇尾川(大蛇尾)」、「小蛇尾川(小蛇尾)」、「蛇尾川の河原」、「高林小学校のヒイラギ」が存在する。歴史的景観資源として「高林小学校のヒイラギ」、「黒瀧山大日尊」が存在する。

表 3.1-49 自然的、文化的景観資源

番号	名称	景観資源の概要		景観資源		出典番号
				自然的	歴史的	
1	大蛇尾川(大蛇尾)	峡谷・溪谷	蛇尾川（さびがわ）は、「じゃびがわ」とも呼ばれ、大佐飛山を源流とする大蛇尾川と日留賀岳を源流とする小蛇尾川との2つの源流をもちます。扇状地的那須野が原を流れる蛇尾川は、大雨の降った時以外その流れは折戸地内から伏流し、大田原市今泉地内で湧出するという水無川です。そのため、河原は、常に大小の玉石がゴロゴロした殺伐とした光景を見せてくれます。	○	—	1, 2
2	小蛇尾川(小蛇尾)	峡谷・溪谷		○	—	1, 2
3	蛇尾川の河原	河川		○	—	2
4	高林小学校のヒイラギ	天然記念物	高林小学校の敷地内に立っており、市内でもこれだけの老木は貴重である。高林小学校の記録には明治18年(1885)の新築移転の記念樹として植えられたことが記されている。	○	○	3
5	黒瀧山大日尊	神社・仏閣	黒瀧山大日尊は黒瀧山信仰の一の木戸として寛政4年(1792)12月に建立された。黒瀧山信仰は鳴内の成沢から大蛇尾川を上り、黒瀧山(1,727メートル)頂上までの24札所(ふだしよ)を参詣(さんけい)する山岳信仰である。	—	○	3

出典:1. 「第3回自然環境保全基礎調査栃木県自然環境情報図」(平成元年、環境庁)

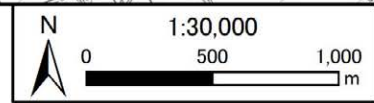
2. 「那須塩原市田園空間博物館」(那須塩原市HP、閲覧:令和8年3月)

3. 「那須塩原市文化財一覧」(那須塩原市HP、閲覧:令和8年3月)



凡例

- 事業実施想定区域
- 自然的、文化的景観資源



出典：「第3回自然環境保全基礎調査 栃木県自然環境情報図」（平成元年、環境庁）
 「自然環境保全基礎調査（巨樹・巨木林調査）」（環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和8年3月）より作成

図 3.1-23 自然的、歴史的景観資源位置図

(2) 眺望点の状況

事業実施想定区域及びその周囲における主要な眺望点は、表 3.1-50 及び図 3.1-24 に示すとおりである。不特定多数の人が利用できる場所として、「鳴内一本杉森林公園」、「黒瀧山大日尊」、「那須大蛇尾溪谷『龍の国』オートキャンプ場」、「蛇尾川フィッシングパーク」を主要な眺望点として選定しているが、いずれも事業実施想定区域から 1km 以上離れている。

表 3.1-50 主要な眺望点

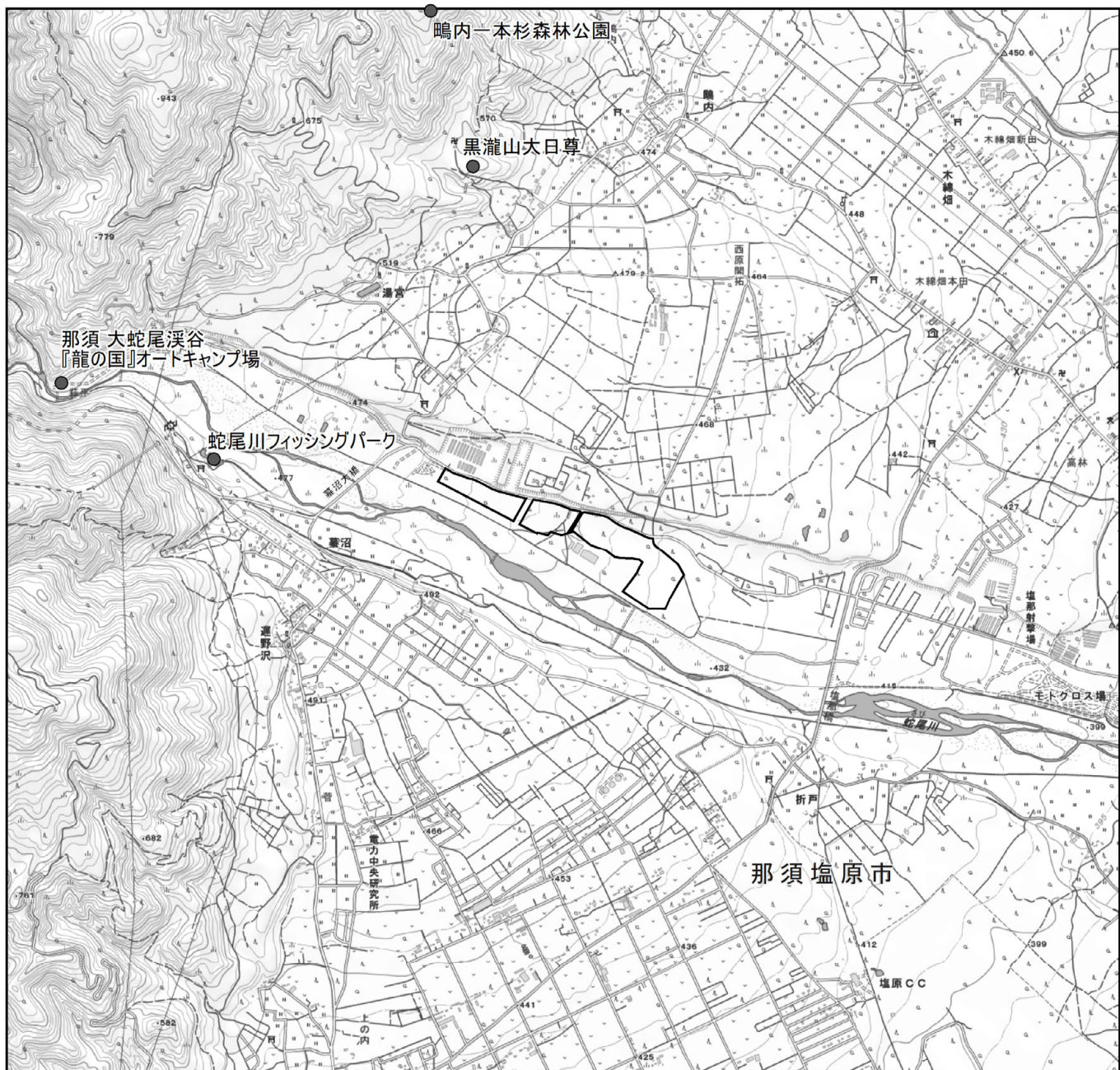
番号	名称	景観資源の概要	計画地からの距離	出典
1	鳴内一本杉森林公園	鳴内山の森林公園として、展望台、ベンチ、遊歩道などが整備されており、見晴らしも良くパラグライダー滑走場として使用されている。	約 2.2km	-
2	黒瀧山大日尊	黒瀧山大日尊は黒瀧山信仰の一の木戸として寛政4年(1792)12月に建立された。黒瀧山信仰は鳴内の成沢から大蛇尾川を上り、黒瀧山(1,727メートル)頂上までの24札所を参詣する山岳信仰である。	約 1.5km	1
3	那須大蛇尾溪谷『龍の国』オートキャンプ場	那須のニ大溪谷の一つ、手付かずの秘境として溪流釣りで有名な大蛇尾(おおさび)溪谷。関東一のみ美溪として南アルプス上高地の水に匹敵すると言われる程の透明度を誇る蛇尾川。春から秋は溪流釣り、夏は川遊びや昆虫採集、秋は包み込まれるような紅葉と、四季を通じて楽しむことができる。オートサイトを始め、手ぶらキャンプで構成されている。龍の滝を始め、展望庭、乗馬、釣り、カヤック遊び、クワガタ採りなどが楽しめるアクティビティに富んだキャンプ場。	約 1.9km	2
4	蛇尾川フィッシングパーク	ロケーション抜群のルアー&フライの管理釣り場。スチールヘッド、ジャガートラウトの大型魚を中心に放流し引きの強さと綺麗な魚を堪能できる。また、子供も楽しめるようイベントや貸し切り、野外バーベキューなどを堪能できる環境が整っている。ファミリー、ご友人、カップル、ソロでも楽しめるよう釣りだけではなく釣りと共に楽しめるキャンプ場もある。	約 1.1km	3

出典:1. 「那須塩原市文化財一覧」(那須塩原市 HP、閲覧:令和8年3月)

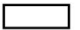
2. 「那須大蛇尾溪谷『龍の国』オートキャンプ場」


(那須大蛇尾溪谷『龍の国』オートキャンプ場 HP、閲覧:令和8年3月)

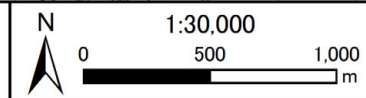
3. 「蛇尾川フィッシングパーク」(蛇尾川フィッシングパーク HP、閲覧:令和8年3月)



凡例

 事業実施想定区域

 主要な眺望点



出典：「那須塩原市 地図情報配信サービス 那ビ〜る！」（那須塩原市、閲覧:令和8年3月）より作成

図 3.1-24 主要な眺望点位置図

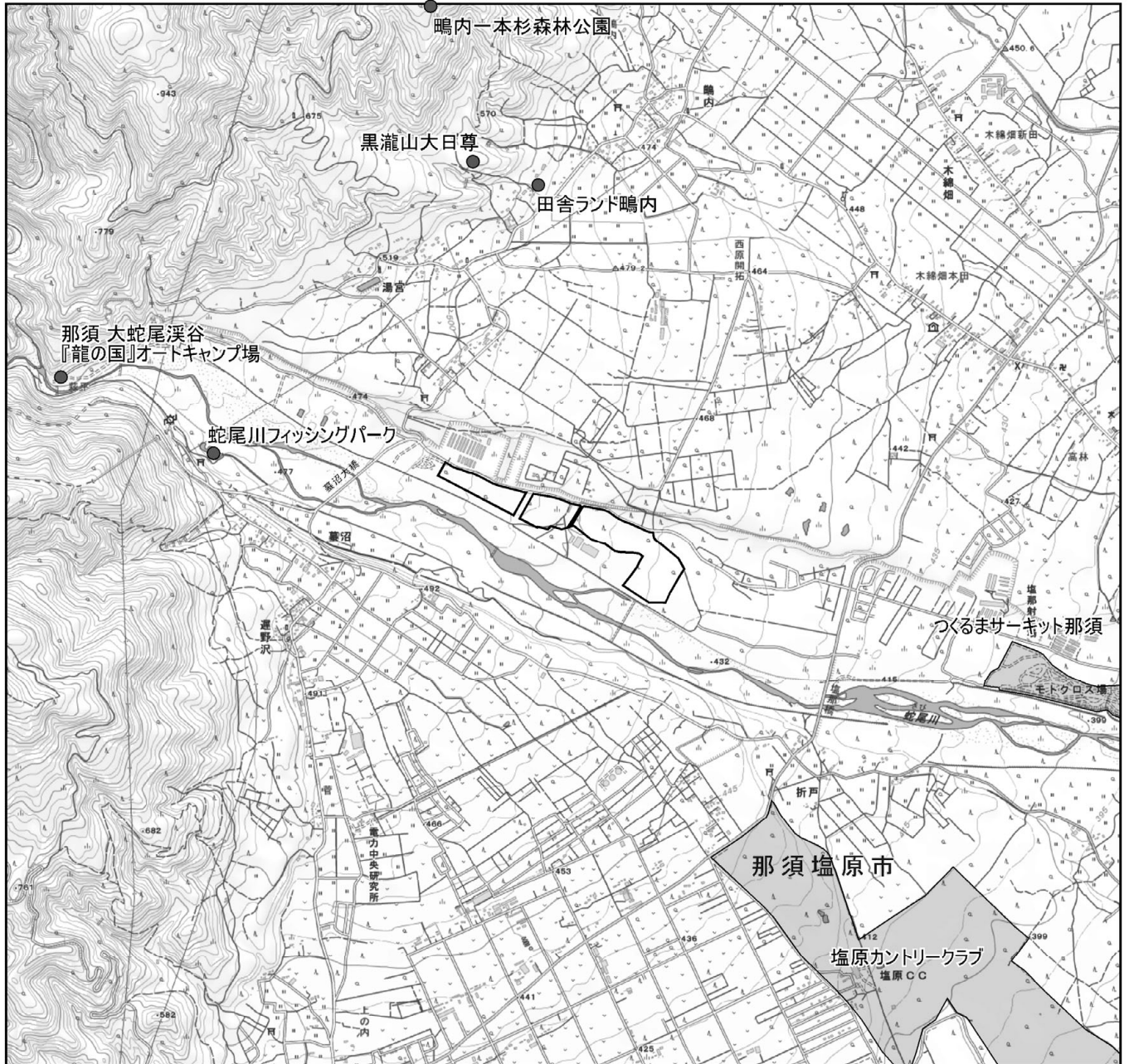
2) 人と自然との触れ合いの活動の場等の状況

事業実施想定区域及びその周囲における人と自然との触れ合いの活動の場は、表 3.1-51 及び図 3.1-25 に示すとおり、「田舎ランド鳴内」や「蛇尾川フィッシングパーク」等があるが、いずれも事業実施想定区域から 1km 以上離れている。

表 3.1-51 人と自然との触れ合いの活動の場

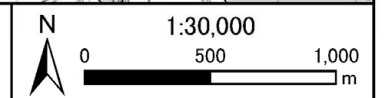
番号	名称	景観資源の概要	計画地からの距離	出典
1	鳴内一本杉森林公園	鳴内山の森林公園として、展望台、ベンチ、遊歩道などが整備されており、見晴らしも良くパラグライダー滑走場として使用されている。	約 2.2km	-
2	黒瀧山大日尊	黒瀧山大日尊は黒瀧山信仰の一の木戸として寛政 4 年(1792)12 月に建立された。黒瀧山信仰は鳴内の成沢から大蛇尾川を上り、黒瀧山(1,727メートル)頂上までの 24 札所を参詣する山岳信仰である。	約 1.5km	1
3	田舎ランド鳴内	様々な体験が出来る施設に加え、近隣の野外フィールドを、子供の居場所・ボランティア活動の場・生涯学習の場として、人と人との交流をとおり、こころ豊かな人間、そして地域を育むための施設。	約 1.4km	2
4	那須大蛇尾溪谷『龍の国』オートキャンプ場	大蛇尾溪谷で春から秋は溪流釣り、夏は川遊びや昆虫採集、秋は紅葉と、四季を通じて楽しむことが出来る。オートサイトを始め、手ぶらキャンプも出来る。龍の滝を始め、展望庭、乗馬、釣り、カヤック遊び、クワガタ採りなどが楽しめるアクティビティに富んだキャンプ場。	約 1.9km	3
5	蛇尾川フィッシングパーク	ロケーション抜群の管理釣り場。子供も楽しめるようイベントや貸し切り、野外バーベキューなどを堪能できる環境が整っている。釣りだけではなく釣りと共に楽しめるキャンプ場もある。	約 1.1km	4
6	つくるまサーキット那須	2020 年にオープンしたサーキット場。全日本ダートトライアルの開催、ラリークロス競技の予定も計画されている。	約 1.5km	5
7	塩原カントリークラブ	赤松林にセパレートされたフラットな 27 ホール。四季の山々はもとより、春はレンゲ・ツツジ・山桜等が咲き乱れ、秋は紅葉が美しい。年間を通じてプレーできるのがこのコースの魅力。	約 1.1km	2

- 出典: 1. 「那須塩原市文化財一覧」(那須塩原市 HP、閲覧: 令和 8 年 3 月)
 2. 「ココシル那須塩原」(ユーシーテクノロジ株式会社(那須塩原の観光情報(公式))、閲覧: 令和 8 年 3 月)
 3. 「那須大蛇尾溪谷『龍の国』オートキャンプ場」
 (那須大蛇尾溪谷『龍の国』オートキャンプ場 HP、閲覧: 令和 8 年 3 月)
 4. 「蛇尾川フィッシングパーク」(蛇尾川フィッシングパーク HP、閲覧: 令和 8 年 3 月)
 5. 「つくるまサーキット那須」(SUNRISECUIRCUIT 合同会社、閲覧: 令和 8 年 3 月)



凡例

- 事業実施想定区域
- 人と自然との触れ合いの活動の場



出典：「那須塩原市 地図情報配信サービス 那ビ〜る！」（那須塩原市、閲覧：令和8年3月）より作成

図 3.1-25 人と自然との触れ合いの活動の場位置図

3) 文化財等の状況

(1) 指定文化財の状況

事業実施想定区域及びその周囲における指定文化財・登録文化財のうち、史跡、天然記念物は、表 3.1-52 及び図 3.1-26 に示すとおりである。

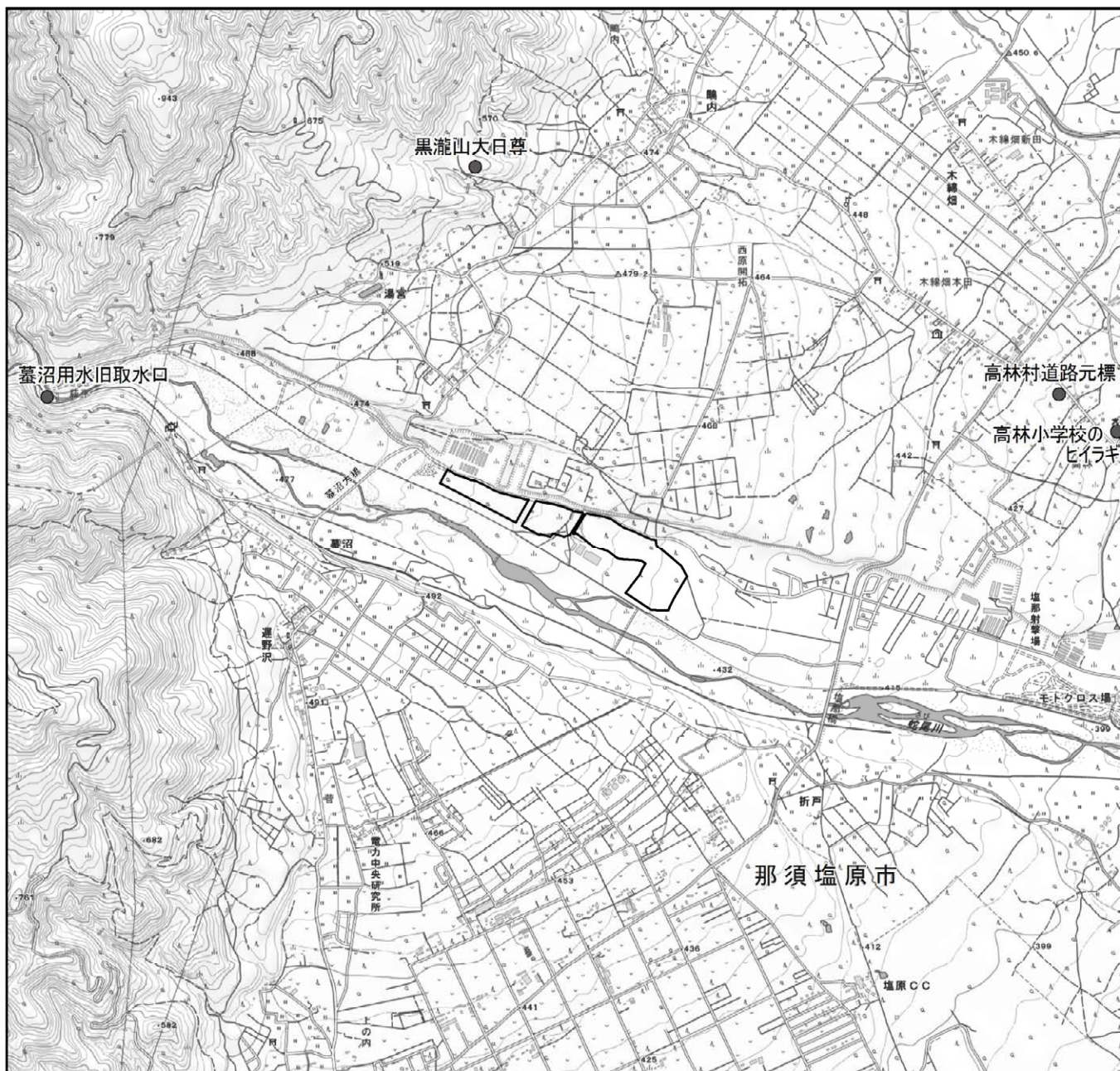
市指定の記念物（史跡）が 3 件、記念物（天然記念物）が 1 件となっている。

事業実施想定区域内に指定文化財は存在しない。

表 3.1-52 指定文化財の状況

番号	指定区分	種別区分1	種別区分2	名称	所有者(管理者)	指定年月日
1	市指定	記念物	史跡	藁沼用水旧取水口	塩原土地改良区	H9.3.31
2	市指定	記念物	史跡	黒瀧山大日尊	鳴内・湯宮・木綿畑本田・木綿畑新田自治会	H6.2.18
3	市指定	記念物	史跡	高林村道路元標	那須塩原市	H27.3.30
4	市指定	記念物	天然記念物	高林小学校のヒイラギ	高林小学校	H14.4.23

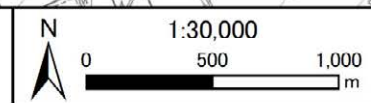
出典：「文化財一覧」（那須塩原市 HP、閲覧：令和 8 年 3 月）より作成



凡例

▭ 事業実施想定区域

● 文化財



出典：「那須塩原市 地図情報配信サービス 那ビ〜る！」（那須塩原市、閲覧：令和8年3月）より作成

図 3.1-26 指定文化財位置図

(2) 埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の状況

事業実施想定区域及びその周囲における埋蔵文化財包蔵地（遺跡）は表 3.1-53 及び図 3.1-27 に示すとおりである。

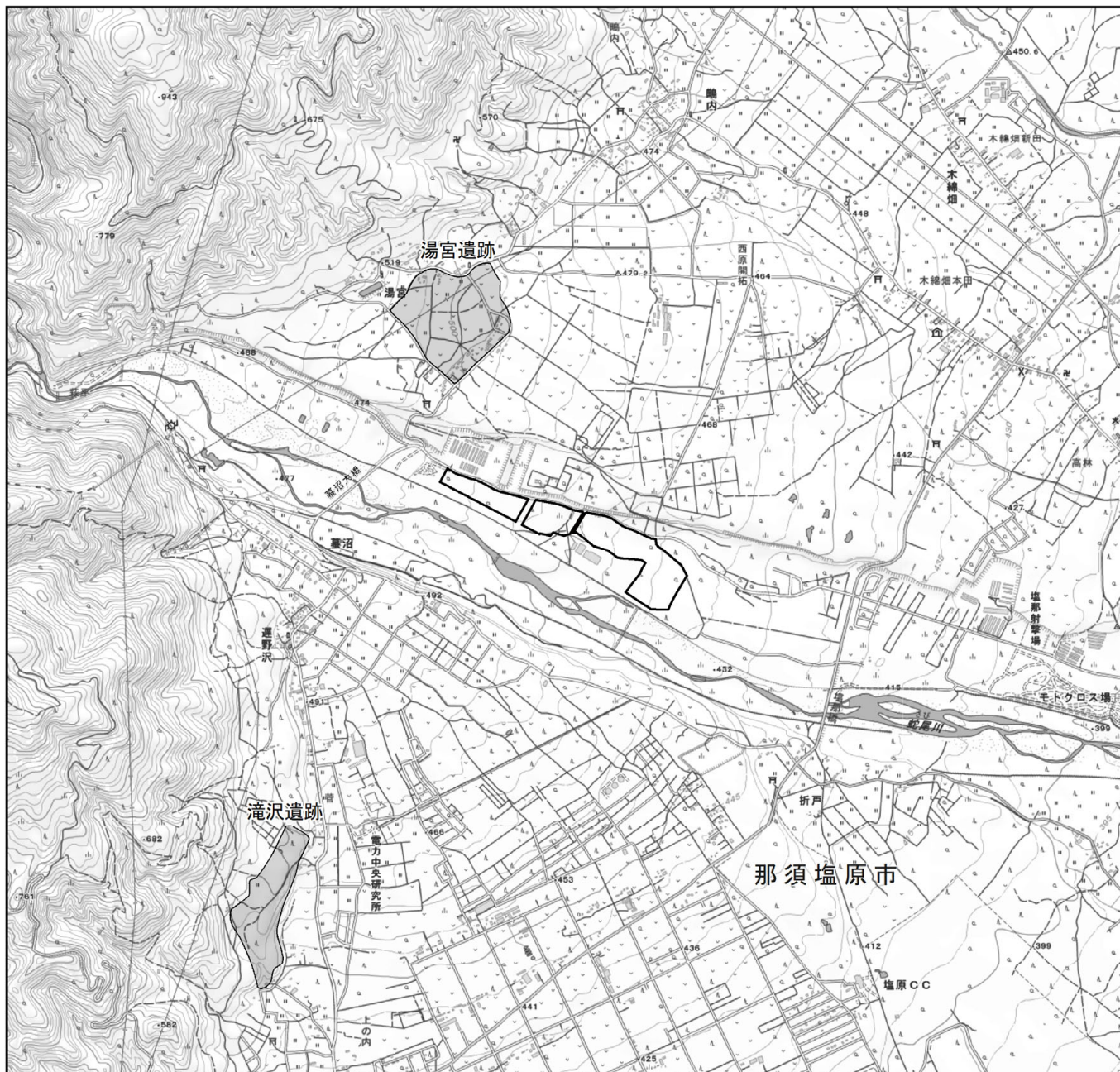
集落跡の埋蔵文化財包蔵地が 2 箇所存在している。

事業実施想定区域内に埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

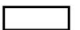
表 3.1-53 埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の状況


番号	遺跡名	所在地	種別	時代
1	湯宮遺跡	那須塩原市湯宮	集落	縄文・古墳－奈良・平安
2	滝沢遺跡	那須塩原市関谷	集落	縄文・古墳－奈良・平安

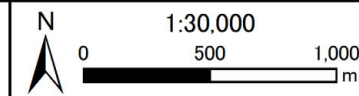
出典：「那須塩原市地図情報配信サービス那ビ〜る！」（那須塩原市、閲覧：令和 8 年 3 月）より作成



凡例

 事業実施想定区域

 埋蔵文化財



出典：「那須塩原市 地図情報配信サービス 那ビ〜る！」（那須塩原市、閲覧：令和8年3月）より作成

図 3.1-27 埋蔵文化財包蔵地（遺跡）位置図

3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

1) 放射線量測定結果

那須塩原市では、市内の状況をより細かく把握するため市内の山岳部などを除いた317箇所で測定を行っている。

対象事業実施区域及びその周囲における令和6年度と令和7年度の放射線量測定結果を表3.1-54に、放射線測定位置を図3.1-28に示す。

地域での条件をできるだけ同じにするため、原則として路上や歩道などアスファルト舗装で測定している(測定値)。また、周辺の草地などの測定も参考までに行っている(参考値)。

測定結果は、いずれの測定値も国が示す「追加被ばく線量^{*}が年間1.0mSv」に相当する0.23 μ Sv/hを下回っていた。

※. 追加被ばく線量とは、福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質による被ばく線量を指す。

表 3.1-54 対象事業実施区域付近の放射線量測定結果

No.	測定箇所	測定値(μ Sv/h)			参考値(μ Sv/h)			
		前回 (R6.5)	令和7年 5月	測定箇所	前回 (R6.5)	令和7年 5月	測定箇所	
1	藁沼地内発電所入口付近分岐	0.08	0.08	道 ア	0.10	0.10	脇 草	
2	遅野沢コミュニティセンター入口付近	0.10	0.10	道 ア	0.12	0.12	脇 草	
3	湯宮地区集会場付近	0.07	0.08	道 ア	0.10	0.10	脇 草	
4	藁沼大橋付近	0.08	0.08	道 ア	0.08	0.08	脇 草	
5	藁沼地内中山間石碑付近	0.08	0.08	道 ア	0.10	0.10	脇 草	
6	遅野沢地内	0.09	0.09	道 ア	0.09	0.09	脇 草	
7	関谷地内横断道路交差点付近	0.09	0.09	歩 ア	0.13	0.13	脇 草	
8	嶋内地内	0.07	0.07	道 ア	0.09	0.09	脇 草	
9	嶋内地内鉄塔付近	0.08	0.08	道 ア	0.11	0.10	脇 草	
10	那須塩原クリーンセンター入口付近	0.09	0.08	歩 ア	0.12	0.12	脇 草	
11	西塩水道折戸配水池付近	0.09	0.09	道 ア	0.11	0.11	脇 草	
12	関谷地内横断道路	0.09	0.09	道 ア	0.11	0.11	脇 草	
13	木綿畑新田集会所付近	0.07	0.07	道 ア	0.10	0.10	脇 砂	
14	太子堂前バス停付近	0.07	0.08	道 ア	0.11	0.11	脇 草	
15	高林地内横断道路	0.08	0.08	歩 ア	0.11	0.11	脇 草	
16	折戸地内横断道路駐車場	0.09	0.09	駐 ア	0.11	0.11	他 草	
17	折戸公民館付近	0.07	0.07	道 ア	0.08	0.08	脇 草	
18	関谷日の出地内	0.11	0.11	道 ア	0.15	0.15	脇 他	
19	横断道路木綿畑信号付近	0.08	0.08	歩 ア	0.09	0.09	脇 草	
20	横断道路高林信号付近	0.08	0.08	歩 ア	0.08	0.08	脇 砂	
21	高林地内	0.08	0.08	道 ア	0.12	0.12	脇 草	
22	消防詰所(塩原4-3)付近	0.10	0.10	道 ア	0.14	0.14	脇 草	

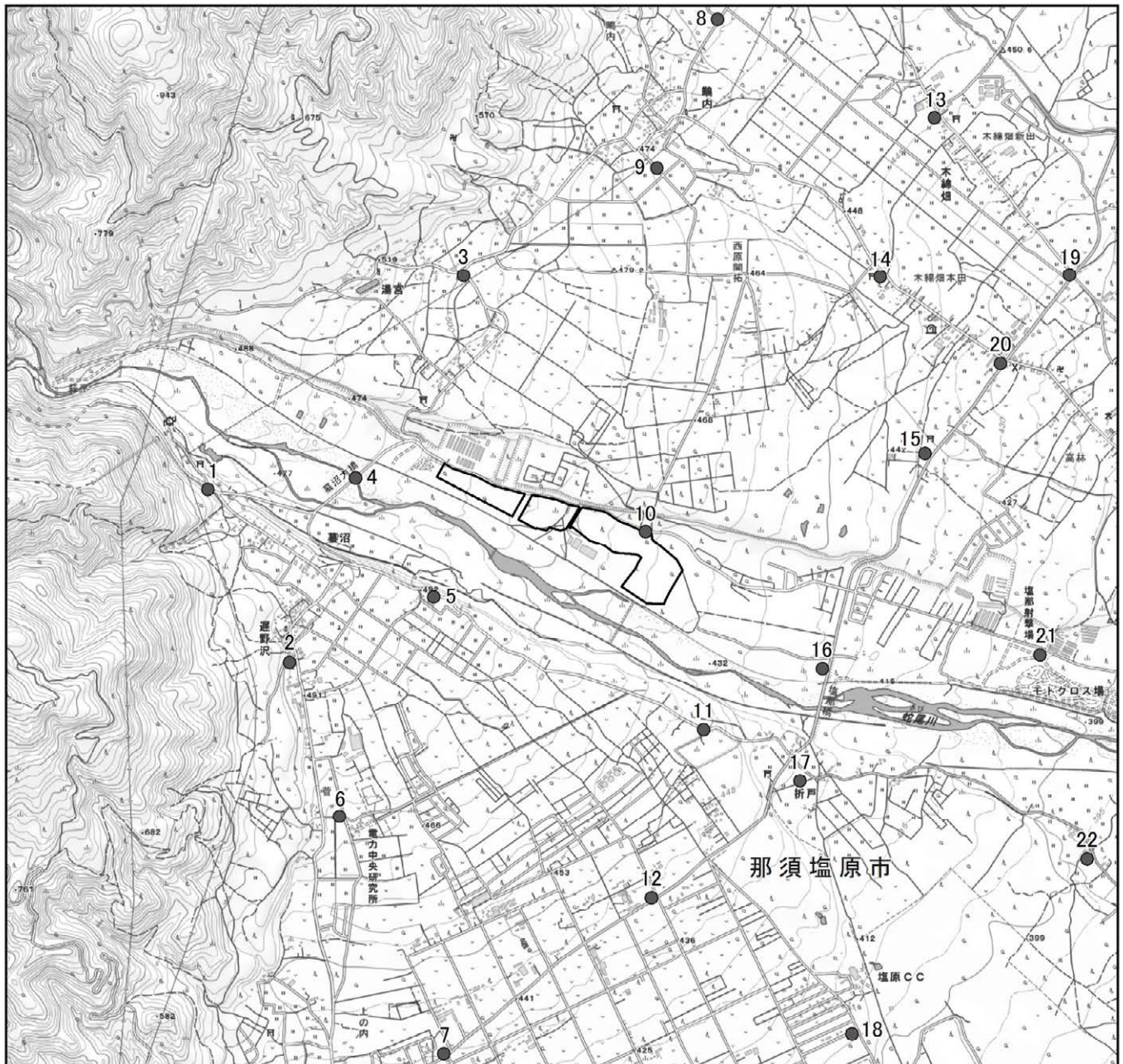
注測定値の次に記載している文字は測定箇所の状態を表す。

道:道路歩:歩道駐:駐車場ア:アスファルト砂:砂脇:道路脇他:緑地帯等草:草地

・測定機器:サーベイメータ(NaIシンチレーション)

・測定高さ:地表から50cm

出典:「放射線量マップ測定結果(令和7年5月現在)」(令和7年5月現在、那須塩原市HP)より作成

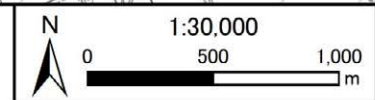


凡例

□ 事業実施想定区域

● 放射線測定位置

※図中の番号は表 3.1-54 に対応する。



出典：「放射線量マップ測定結果(令和7年5月現在)」(令和7年5月現在、那須塩原市HP)より作成

図 3.1-28 那須塩原市放射線測定位置(令和7年5月現在)

2) 公共施設等における空間放射線量の測定結果

那須塩原市では、市役所庁舎、小中学校、保育園等のほか、利用者が多く見込まれる公共施設や場所等について、空間放射線量の測定を行っている。

対象事業実施区域及びその周囲における過去 3 年の放射線量を表 3.1-55 に、放射線測定位置を図 3.1-29 に示す。

なお、年間を通して空間放射線量の変動が少ないことを受け、令和 5 年度から年 1 回の測定とし、令和 7 年度からは、測定箇所数の見直しを行っている。

測定結果は、いずれの測定値も国が示す「追加被ばく線量※が年間 1.0mSv」に相当する $0.23 \mu\text{Sv/h}$ を下回っていた。

※. 追加被ばく線量とは、福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質による被ばく線量を指す。

表 3.1-55 公共施設放射線量測定結果

番号	分類	地点名	測定箇所	空間線量率 ($\mu\text{Sv/h}$)			測定高さ (cm)
				令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	
1	小中学校	高林小学校	校庭	0.08	0.08	0.08	50
2	児童クラブ	高林おひさまクラブ	庭	0.06	0.06	0.06	50
3	文化、社会教育施設	田舎ランド鳴内	グラウンド	0.09	0.08	0.09	50

注測定機器：サーベイメータ (NaI シンチレーション)

出典：「公共施設放射線量測定結果（令和 5(2023)年 7 月測定分、令和 6(2024)年 7 月測定分、令和 7(2025)年 6・7 月測定分）」（令和 7 年 7 月 11 日更新、那須塩原市 HP）、
（閲覧：令和 8 年 3 月）より作成

